

令和4年三重県議会定例会

戦略企画雇用経済常任委員会説明資料

目次

1 所管事項

- (1) 『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見
への回答について（関係分） 1
- (2) 『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』
最終案に対する意見への回答について（関係分） 3
- (3) 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案
について（関係分） 7
- (4) 人口減少対策の推進について 27
- (5) 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて 35
- (6) 新たな県民意識調査について 37
- (7) 「三重県教育施策大綱」の策定について 39
- (8) 県立大学設置の検討について 43
- (9) 学生奨学金返還支援事業について 49
- (10) 三重県個人情報保護に関する法律施行条例（仮称）の制定
について 51
- (11) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について 55
- (12) 審議会等の審議状況について 57

2 議案補充説明

- (1) 議案第110号

「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の策定について

【別冊】

- 資料1 脱炭素社会実現に向けた構造転換推進方針検討会議報告書
- 資料2 県立大学の基本的な構想にかかる調査について

令和4年10月7日

戦略企画部

所管事項

(1) 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分）

（総括事項）

番号	申し入れ内容	主担当部名	委員会意見	回答
1	人口減少対策への対応について	戦略企画部	令和3年9月に一見県政がスタートし、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、エネルギー・食料価格高騰への対応等、様々な課題に取り組むなかで、少子化や人口減少に対する強い危機感から、令和4年度を「人口減少対策元年」と位置づけ、推進体制の整備を行いました。今後、人口減少に関する調査・分析を行った上で、「三重県人口減少対策方針(仮称)」を取りまとめ、より効果的な人口減少対策に取り組もうとしています。人口減少に関する課題は、一朝一夕には解決できない構造的な問題であり、その対策については総合的な取組が不可欠であることから、関係機関との連携を図り、息の長い取組をする必要があります。県当局におかれては、地域の自立かつ持続的な活性化を実現するため、本県の強みや弱みなど地域特性を踏まえながら、三重県らしさを追求し、関係機関との連携のもと、「選ばれる三重」の実現に向けて、実効性のある対策を講じられるよう要望します。	人口減少は、国力を削っていく「静かな脅威」です。県内人口は減少局面に入っており、今後も加速することが想定されています。高齢化や生産年齢人口の減少を伴い、経済活動や地域のあり方などに影響を及ぼすことが懸念され、県をあげて対策を推進し、地域の自立かつ持続的な発展につなげる必要があります。 今回申し入れいただいた意見や、現在、県で行っている自然減や社会減の要因の調査・分析や先進事例の調査研究の結果をふまえ、エビデンスに基づいた効果的な対策を検討していきます。また、市町、国、企業、団体等様々な主体と連携しながら取り組めます。県内29すべての市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」を通じ市町と課題を共有し、地域の実情も勘案しながら、共同での調査研究や連携事業の検討を進めます。特に、若者、女性の流出防止など喫緊の課題については選択と集中により重点化を図るなど、メリハリのある対策としたいと考えています。

●行政運営の取組

（戦略企画雇用経済常任委員会）

みえ元気プラン 行政運営番号・施策名	主担当部局名	＜参考＞ 県政レポートの 行政運営番号・施策名	委員会意見	回答
5 広聴広報の充実	戦略企画部	5 広聴広報の充実	統計調査の結果を公表する際は、県民にも分かりやすい表示方法に変えることを検討されたい。	統計調査の結果の公表にあたっては、これまで以上に県民の皆さんに分かりやすい資料となるよう、グラフ表示を見やすくすることはもとより、その調査結果のもつ意味、また県政にどう影響を与えるのかなどを見出し、資料を作成することを検討していきます。

(2) 「『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』最終案に対する意見」への回答について(関係分)

(総括的事項)

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回答
1	ビジョンの名称について	戦略企画部	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」の名称にある「強じん」という言葉は、災害対策をイメージするが、一方で「しなやか」という言葉は、災害からの復興というイメージがある。「強じん」という言葉には、この二つの意味があることがより理解しやすく県民に伝わるよう、「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」において、記述を検討されたい。	「強じん」という言葉は、「強さ」と「しなやかさ」の2つの意味をあわせ持っています。ビジョンでは「強じん」という言葉に、「強さ」については、自然災害や感染症など県民の命や暮らしを脅かすリスクへしっかりと対応すること、「しなやかさ」については、変化の激しい社会にあってもタイミングを逸することなく、柔軟に対応して三重県の発展につなげていく、という2つの意味を込めています。 最終案の公表後、県内各地で説明会を行い、こうした意味について丁寧に説明を重ねてきたところです。 「強じん」は、ビジョンの基本理念を理解していただくためにも重要な言葉ですので、県の考え方が県民の皆さんにも伝わるよう、ビジョンの「はじめに」へ記述を追加しました。
2	三重県を取り巻く状況について	戦略企画部	三重県を取り巻く状況の中で、「太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの導入が進む一方で、適地の減少や廃棄処理等への対応が急務となっている」とビジョンにあるが、「環境破壊や災害の危険」についても記述されたい。	再生可能エネルギーの導入にあたっては、適地の減少や廃棄物処理への対応だけでなく、環境や災害への影響についても、その重要性を認識しているため、関係箇所 ¹ に記述を追加しました。 ■ ビジョン第1章 おおむね10年先の展望 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの導入が進む一方、適地が減少する中で開発が進むことによって環境への影響や土砂災害などの発生が懸念されるとともに、太陽光発電パネルの適正処理等への対応が急務となっていることから、日本海側を中心に開発が進んでいる洋上風力発電について太平洋側でも導入に向けた検討が進められています。 ■ プラン第1章 (5)2026年の見通し 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、陸上風力発電・太陽光発電等の設置の適地が少なくなり、海洋環境の利用など新たな再生可能エネルギーの導入が急がれる中、自然豊かな地域や集落に近い場所で開発が進むことにより、自然環境や生活環境への影響や災害の発生が懸念されます。 ■ プラン第2章 7つの挑戦 再生可能エネルギーの導入については、太陽光発電や風力発電の設置に係る適地が減少する中で開発が進められることに伴い、災害・環境への影響などの懸念が増大しており、地域の信頼獲得や地域経済の活性化に資する、海洋環境の利用などの新たな再生可能エネルギーの導入

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回答
3-1	「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて	戦略企画部	ブルーカーボンについては、海域での新しい技術開発が進められており、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを進めていく上で、記述を検討されたい。	<p>ブルーカーボンは研究評価が進められている海藻等の海洋におけるCO2の吸収・固定化のことであり、新たなCO2の吸収源に係る取組として、みえ元気プランで進める7つの挑戦「(4)脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」に記述を追加しました。</p> <p>■ プラン第2章 7つの挑戦 CO2吸収源対策を契機とした林業等の活性化 森林はCO2の吸収源として地球温暖化防止に寄与し、木材は化石燃料の代替エネルギーとして利用することでCO2の排出削減にも寄与することから、スマート技術等を活用した多様な森林整備や県産材利用の一層の推進など、林業の活性化に係る取組を進めます。また、新たなCO2の吸収源として国の研究が進む藻場等について、その造成・保全など、水産業の活性化に係る取組を進めます。</p>
3-2	「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて	戦略企画部	「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの取組は、産業構造の転換による労働移動が発生すると考えられるので、円滑かつ遅滞なく進めるため、その対応の方向性について、記述を検討されたい。	<p>「ゼロエミッションみえ」プロジェクトにおいて、カーボンニュートラルへの対応を進める中で、産業構造の転換による労働移動を円滑かつ遅滞なく進めるため、取組案として、自動車分野におけるEV化等への業態転換等に向けた人材育成や再生可能エネルギーに係るメンテナンス人材の育成、また、推進体制として、産業界のニーズに対応したカリキュラムによる人材育成等に、高等教育機関と連携して取り組むことを記載しているところです。</p> <p>課題としてより明確にするため、産業分野における課題の1つとして、みえ元気プランで進める7つの挑戦「(4)脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」に記述を追加しました。</p> <p>■ プラン第2章 7つの挑戦 脱炭素化等に伴う産業構造の転換への対応として、労働力の移動が円滑に進むよう、新たに創出される雇用等に対応できるスキルや知見の獲得に向けた人材育成</p>

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回答
4-1	人口減少対策について	戦略企画部	「人口減少への総合的な対応」における自然減対策として、妊娠・出産・育児の喜びを感じる事が重要であり、ビジョン・プランの中でそうした趣旨の記述を検討されたい。	<p>自然減対策において県民の皆さんが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは重要であると考えており、ご意見をふまえ、みえ元気プランで進める7つの挑戦「(7)人口減少への総合的な対応」に記述を追加しました。</p> <p>■プラン第2章 7つの挑戦 さまざまな理由により、結婚や子どもを持つことを躊躇する若者等を支援するため、就労支援や所得向上、育児支援など妊娠・出産・育児に対する不安の解消に向けた取組を推進することにより、それらに前向きなマインドを持てるよう取り組みます。加えて、若い世代が結婚や子どもを持つことについて希望をかなえられるよう、早い段階からライフデザインを考えることを促進します。</p>
4-2	人口減少対策について	戦略企画部	現代の生活様式に合わせた既存集落づくりは、人口減少対策にとって大切なことであり、教育・医療・福祉の充実に加えて住環境を整えることについても、ビジョン・プランの中で記述を検討されたい。	<p>今後の地域社会をどのようにしていくかを検討することは、人口減少への対応として重要なことと認識しています。また、生活に必要なサービスの提供や生活環境をはじめとする地域社会のあり方は県だけで決めるものではなく、地域住民や市町の意向を尊重して決める必要があります。このため、ビジョンの基本理念において、「人口減少下における地域社会のあり方について市町と連携しながら検討」していく旨を記載しているのとおり、人口減少対策として適切に取り組んでまいります。</p> <p>なお、みえ元気プランで進める7つの挑戦「(7)人口減少への総合的な対応」において、市町と連携して検討していく旨を明示するため記述を追加しました。</p> <p>■プラン 第2章 7つの挑戦 都市機能(医療・福祉・商業施設)の市街地中心部等への誘導やインフラの効率的な整備など、コンパクト化の視点を含め、人口減少下における地域社会のあり方について市町と連携しながら検討します。</p>
5	KPIについて	戦略企画部	県政レポートと元気プランで、項目名は同じだが評価対象が異なったり、そもそもその項目だけでは理解しにくいものもあるため、KPIについては項目の説明欄等を活用しながら、分かりやすい記述に努められたい。	<p>令和4年版県政レポートで、各施策を評価する際に用いられている主指標と副指標は、前の総合計画である「みえ県民カビジョン」の第三次行動計画で使われていたものであり、「みえ元気プラン」最終案に記載されているKPIと、同じものもあれば異なるものもあります。また、ご指摘のとおり、項目名は同じでも内容が変更になっているものもあります。</p> <p>KPIについては、県民の皆さんに分かりやすくすることは大切であり、指摘のあったものについて、記述を変更・追加しました。</p> <p>《修正した施策》 2-1、6-1、6-2、9-3、11-1、11-4</p>

番号	申し入れ 内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
6-2	「みえ元気 プラン(仮 称)」と他 の計画等 について	戦略企画部	「みえ元気プラン(仮称)」以外の県政運営の重要な計画等については、「みえ元気プラン(仮称)」を踏まえつつ、それぞれの計画等として検討し、議会への説明等を行い、適切に進行管理が図られるよう努めることを要望します。	各分野の詳細な取組内容や目標を定める個別計画については、県議会への説明をはじめ関係者と情報共有しながら、ビジョン・プランとの整合を図るとともに、適切な進行管理に努めていきます。

(4) 脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興 ～「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進～

現状・課題

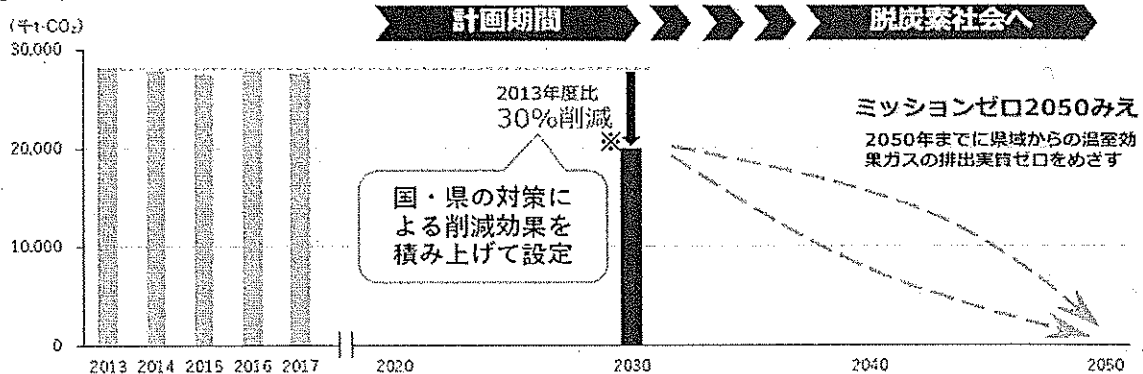
(カーボンニュートラルに向けた動きの加速)

我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和12(2030)年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)をめざすこと、さらに50%の高みに向けた挑戦を表明する等、国内外のカーボンニュートラルへの動きはますます加速してきており、我が国の産業や経済社会のあり方にも大きな影響を及ぼしつつあります。

(県における地球温暖化対策の推進)

三重県では令和3(2021)年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、温室効果ガス削減の取組や気候変動への適応策を取りまとめ、県民、企業、行政等の参画・連携のもと、さまざまな施策や取組を総合的に推進しています。

【温室効果ガス排出量削減目標】



※国の地球温暖化対策計画(令和3年10月改定)をふまえ、県の削減目標を改定予定

(産業分野における課題)

一方、企業等の活動に対しては、温室効果ガスの削減等と産業・経済の発展との両立が求められるとともに、事業分野や取り巻く環境によりさまざまな課題があることから、その課題や対応方策等について、県をはじめ国や市町とも連携して検討が進められています。

例えば、次のような課題が挙げられます。

- 本県の基幹産業である自動車関連産業については、電気自動車をはじめ次世代自動車への移行による、部品の種類の変化や部品点数の減少に伴うサプライチェーンの再編や、産業構造の変化への的確な対応
- 四日市コンビナートについては、化石燃料等の資源制約や脱炭素化に向けた取組が一層求められる中、水素・アンモニアやバイオマス燃料等の新たなエネルギーの活用や製品の供給等を通じた脱炭素化などの抜本的な変革
- 県内港湾については、港湾およびその背後圏の競争力維持のためのカーボンニュートラルポート形成に向けた、水素・燃料アンモニア等の供給拠点としての受入れ環境の整備や、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化
- 再生可能エネルギーの導入については、太陽光発電や風力発電の設置に係る適地が減少する中で開発が進められることに伴い、災害・環境への影響などの懸念が増大しており、地域の信頼獲得や地域経済の活性化に資する、海洋環境の利用などの新たな再生可能エネルギーの導入

また、導入には長期の期間を要する場合もあることから、早期着手が必要

- 温室効果ガス削減に向けた高度な技術を活用したりサイクル等の促進については、プラスチック等のリサイクルや焼却施設におけるエネルギー回収が十分に進んでいない中、使用後にリサイクル等しやすい環境配慮型の材料やカーボンリサイクル等の資源循環に向けた対応
- 林業・木材産業の活性化については、森林の有するCO₂吸収源としてのポテンシャルへの期待や木材利用の推進に向けた機運の高まりに加え、世界的な木材価格の高騰による国産材への切替えの動きがある中、カーボンニュートラルや地域経済の活性化に資する、県産材に係る新たな認証制度や魅力向上の促進など、木材利用の積極的な取組による森林資源の循環利用に向けた対応
- 脱炭素化等に伴う産業構造の転換への対応として、労働力の移動が円滑に進むよう、新たに創出される雇用等に対応できるスキルや知見の獲得に向けた人材育成

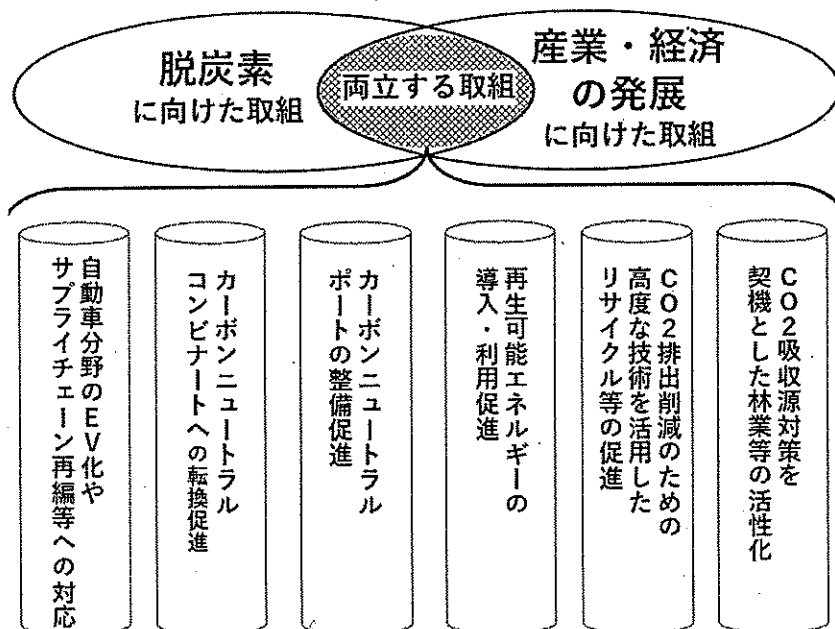
(カーボンニュートラルを契機とした産業振興・経済発展)

こうした中で、温室効果ガスの排出削減や気候変動をリスクとしてだけとらえるのではなく、国のグリーン成長戦略もふまえ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を産業・経済の発展につなげていく視点が重要です。

全体の考え方

2050年のカーボンニュートラルへの動きをチャンスととらえ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を産業・経済の発展につなげていく視点から、令和8(2026)年度までの5年間において、本県の強みやポテンシャルの活用、波及効果の大きさ等をふまえ、優先的・先駆的に実施する取組の方向性を整理し、次の六つの柱で「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組んでいきます。

【「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの六つの柱】



取組の具現化については、事業分野や課題への対応状況をふまえて、可能な取組から開始していきます。

取組方向

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトで取り組む六つの柱について、その方向性と合わせて、想定される挑戦的な取組案を次のとおりまとめています。

今後、プロジェクトにおいて実施する取組の具現化に係る方針等をまとめた「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針(仮称)を策定し、取組を具現化していきます。また、同方針は、毎年度の検証を通じて見直していきます。

【六つの柱の方向性と取組案】

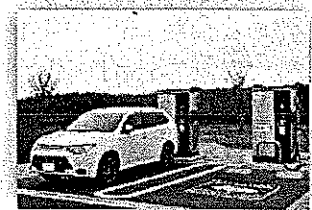
① 自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応

産官学金が連携した、電気自動車（EV）化等への業態転換に加え、既存技術の一層の改良やDXの促進によるCO₂排出量削減、また、他分野への展開など、自動車産業を支える中小企業に対して細やかな支援を行います。

さらに、他分野から次世代自動車産業への新規参入や、EV等を活用した新たなサービスの創出等への対応に係る取組を進めます。

想定される挑戦的な取組案

- ✓ 企業、大学等と連携したEV化等取組支援体制の構築
- ✓ EV化等への業態転換や、新産業への展開、DXの促進等に向けた技術開発や投資の支援、人材育成等、自動車産業を支える中小企業に対しての振興策の検討
- ✓ 自動車サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化に向けた取組への支援
- ✓ 次世代自動車関連の生産拠点の誘致検討



② カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進

「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」が令和4（2022）年3月に設置される等、機運の高まる中、コンビナート企業や行政等が連携して、脱炭素エネルギーの供給拠点および、脱炭素型のものづくり地域をめざすカーボンニュートラルコンビナートへの転換に向けた取組を進めます。

想定される挑戦的な取組案

- ✓ 既存技術の活用に係る生産性向上、水素・アンモニアの活用等の検討
- ✓ コンビナート企業によるカーボンニュートラル化に向けた連携事業の検討と実証・実践
- ✓ 中部圏水素利用協議会等との連携による水素活用の検討・実証
- ✓ 循環経済への移行に向け、コンビナート企業の連携によるコンビナート内のリサイクルセンター設置の検討
- ✓ ケミカルリサイクル・マテリアルリサイクルに係る技術開発促進の支援

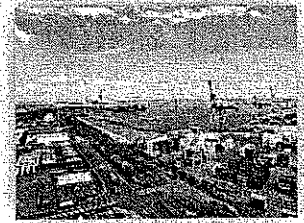


③ カーボンニュートラルポートの整備促進

令和4（2022）年4月に設置された「三重県港湾みらい共創本部」や四日市港管理組合等と連携し、国際拠点港湾である四日市港および、重要港湾である津松阪港、尾鷲港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や集積する臨海部産業との連携などを通じて、温室効果ガスの排出を港湾地域全体としてゼロにすることをめざす、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を進めます。

想定される挑戦的な取組案

- ✓ 県内港湾におけるカーボンニュートラルポート形成計画の策定
- ✓ 四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会をはじめ対象港湾と密接に関わる企業との連携強化
- ✓ 港湾地域内での、面的・効率的なカーボンニュートラル化に向けた取組の支援
- ✓ 水素・燃料アンモニア等の新エネルギー等関連施設受入れの可能性の検討、カーボンニュートラルポート形成計画に基づく環境の整備

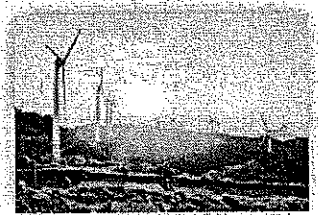


④ 再生可能エネルギーの導入・利用促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて策定された国の第6次エネルギー基本計画（令和3（2021）年10月）において、主力電源化が徹底された再生可能エネルギーの一層の導入・利用促進と合わせて、大量廃棄が懸念される太陽光発電パネル等のリサイクルの取組を進めます。

想定される挑戦的な取組案

- ✓ 洋上風力発電や海洋エネルギー発電（潮力、海洋温度差等）をはじめとする再生可能エネルギーポテンシャル調査による導入検討の促進
- ✓ サプライチェーン等の条件を加味した中部圏における広域導入・利用の連携体制の検討
- ✓ 企業・大学等と連携したメンテナンス人材の育成体制の検討
- ✓ 再生可能エネルギー関連産業の育成・誘致
- ✓ 企業や地域住民等との連携による地域経済の活性化に向けた分散型の再生可能エネルギーの導入・利活用の促進
- ✓ 「太陽光パネルリサイクル拠点」の立地可能性の検討

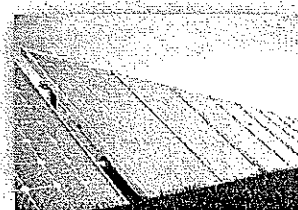


⑤ CO₂削減のための高度な技術を活用したりサイクル等の促進

カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用の一層の促進や、焼却施設等における温室効果ガスの分離回収等に関する検討、太陽光発電パネル・蓄電池等の新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用に係る取組を進めます。

想定される挑戦的な取組案

- ✓ 太陽光発電パネル、蓄電池等のさらなる普及を見据えたりユース・リサイクルの検討・実証やリサイクル施設設置の促進
- ✓ ケミカルリサイクル・マテリアルリサイクルに係る技術開発の促進
- ✓ 焼却施設等における温室効果ガスの排出抑制や分離回収等(CCUS)の技術の実用化の推進
- ✓ 農産物・食品残渣を活用したカーボンニュートラル実現と経済価値の創出に係る検討



⑥ CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化

森林は CO₂ の吸収源として地球温暖化防止に寄与し、木材は化石燃料の代替エネルギーとして利用することで CO₂ の排出削減にも寄与することから、スマート技術等を活用した多様な森林整備や県産材利用の一層の推進など、林業の活性化に係る取組を進めます。また、新たな CO₂ の吸収源として国の研究が進む藻場等について、その造成・保全など、水産業の活性化に係る取組を進めます。

想定される挑戦的な取組案

- ✓ 採算性向上のための木材コンビナート等とバイオマス発電との連携によるエコシステムの構築の検討・支援
- ✓ 森林の価値を見える化する基準や J-クレジット制度などの活用の検討
- ✓ ICT等のスマート技術を活用した森林施業の効率化
- ✓ 非住宅や中高層建築物の木造化などの建築用途や、生活用品など、さまざまな場面における県産材の利用の促進
- ✓ CO₂ の吸収源（ブルーカーボン）としても期待される藻場の造成や保全活動の推進



【プロジェクトの基盤となる取組】

カーボンニュートラルの実現には、効果的・効率的な温室効果ガスを削減するとともに、生産性の向上が必要です。その鍵となるDXについては、プロジェクトを推進するための基盤となる取組であることから、プロジェクトと連携して進めていきます。

また、DXの基盤となるビッグデータを格納するデータセンターについては、陸上のデータセンターと比較して大幅に消費電力を削減することが可能とされる海底データセンターの実証が進んでおり、本プロジェクトにおいて引き続き情報収集を行います。

【有識者ヒアリング等をふまえた今後の検討課題】

有識者ヒアリング等で指摘された以下の事項については、さらに詳細な調査分析を行い、対策を検討し、必要に応じて具体化します。

■ カーボンニュートラル社会の実現は、DXの取組と合わせて進めることにより、地方創生の新しい姿として国が提唱している「デジタル田園都市」の実現にも大きく寄与するとともに、社会に大きな変化をもたらし、県民生活の利便性を大きく向上させるものであり、その社会の実現に向けた取組により達成される未来の地域社会の姿を県民に示すことで、意識改革・行動につなげていく必要がある。

■ 再生エネルギーの導入・利用促進にあたっては、次の視点が重要である。

地域における安定したエネルギー供給に向けて、分散型の再生可能エネルギーの導入を拡大しエネルギーの地産地消を図ることで、地域のエネルギーの自立性を確保するとともに、大規模電力需要家によるエネルギーマネジメントを実施する等、エネルギー調整力を高める必要がある。

■ 施策の推進力を高めるためには、県民の理解・協力が不可欠であるとともに、取組を見える化する等の工夫が必要である。例えば、防災分野において、学校や大規模商業施設における再生可能エネルギーを活用した新しいモデルの避難所の開設など、カーボンニュートラルが県の他の重要施策と関係することを県民に提示することで施策の一層の推進を図ることができる。

また、コンビナート、半導体などの分野においては、国の予算の獲得が可能となるよう経済安全保障の観点も加える必要がある。

■ 幅広い提案に対して、項目の時系列による整理を行うとともに、県庁内において実施を担当する組織を明確にする必要がある。さらに、提案を具体化し、総合的に推進していくための機能強化についても検討が必要である。

推進体制

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに係る方針を議論し、全庁を挙げて効果的にプロジェクトを推進するため、令和4(2022)年3月25日に知事(本部長)、副知事、関係部局長を構成員とする「ゼロエミッションみえ推進本部」を設置しました。

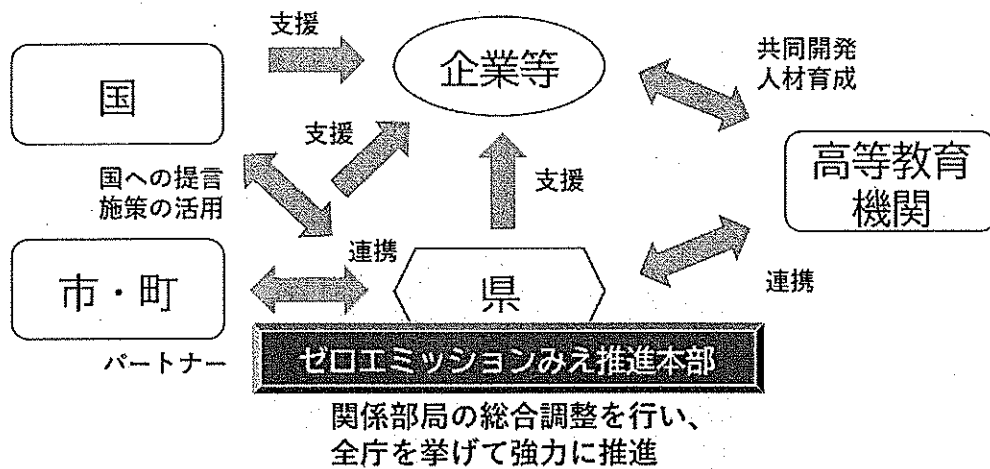
「ゼロエミッションみえ推進本部」において、カーボンニュートラルの動きに対応し、県内の産業構造の変化への対応や新たな再生可能エネルギーの導入等による県内の産業振興や地域経済の活性化について、関係部局が連携して取り組みます。

また、プロジェクトの推進にあたっては、さまざまな主体がその役割を果たしつつ、連携していくことが非常に重要です。有識者等の意見を適宜聴取するとともに、企業等をはじめ、国や市町、高等教育機関との連携・調整を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けた県内企業等の積極的な取組を促進していきます。

【主体とその役割】

企業等	プロジェクトに係る取組の主体として、カーボンニュートラルへの動きをチャンスととらえ、産業構造の変化への対応等を積極的に進める。
高等教育機関	カーボンニュートラルに取り組む県内企業との共同開発や産業界のニーズに対応したカリキュラムによる人材育成等に取り組む。
国	国全体の見地から情報の提供を行うとともに、プロジェクトの推進支援等、地域の実情に応じた取組への財政支援を行う。
市・町	県政を進める上での最大のパートナーとして、本県と連携して、プロジェクトの考え方に沿った地域の産業振興等につながるよう、市町内企業等の取組を支援する。
県	さまざまな主体との連携・調整を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けた県内企業等の積極的な取組を促進する。

【推進体制図】



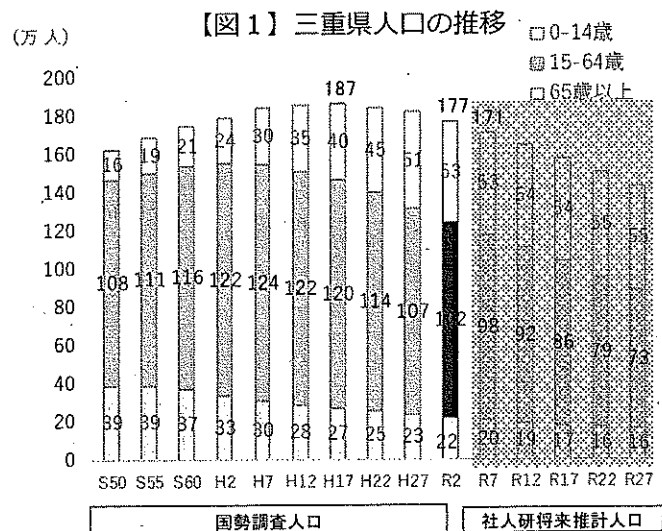
(7) 人口減少への総合的な対応

挑戦を進める背景

- ▶ 人口減少は、一朝一夕に解決する課題ではありませんが、いま手を打たなければ、将来世代へのさまざまな影響が顕在化することが想定されます。希望ある三重の未来に向けて挑戦を開始する必要があります。
- ▶ 自然減対策、社会減対策を両輪として総合的な対策を実施するとともに、国・市町、民間等との連携のもと、人口減少が進む中でも地域が自立的かつ持続的に発展していける新しいモデルを確立することが求められています。

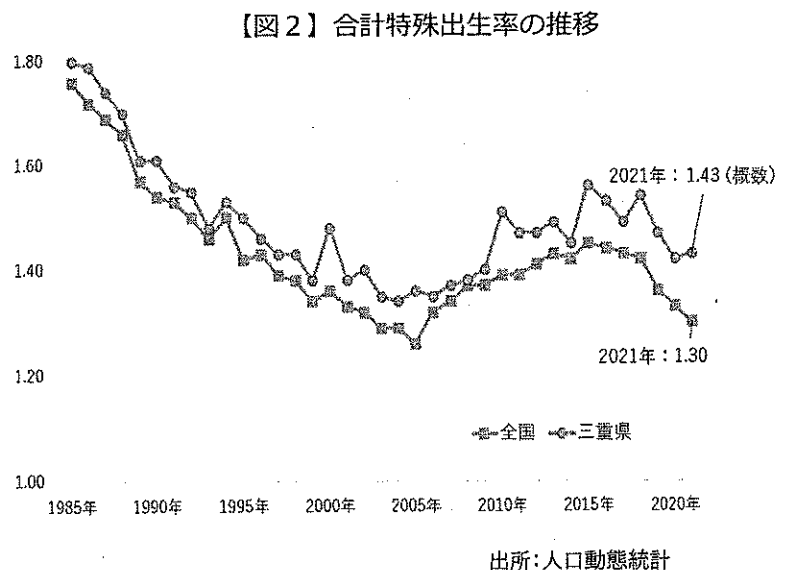
現状

- 県内人口は平成 19(2007)年をピークに減少局面に入っており、平成 27(2015)年から令和2(2020)年にかけて県内人口は約4万6千人減少しました。今後、高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。生産年齢人口も減少の一途を辿ることが予測されており、経済活動への影響も懸念されます。これらのことから、強い危機感を持って対策を進めていく必要があります。



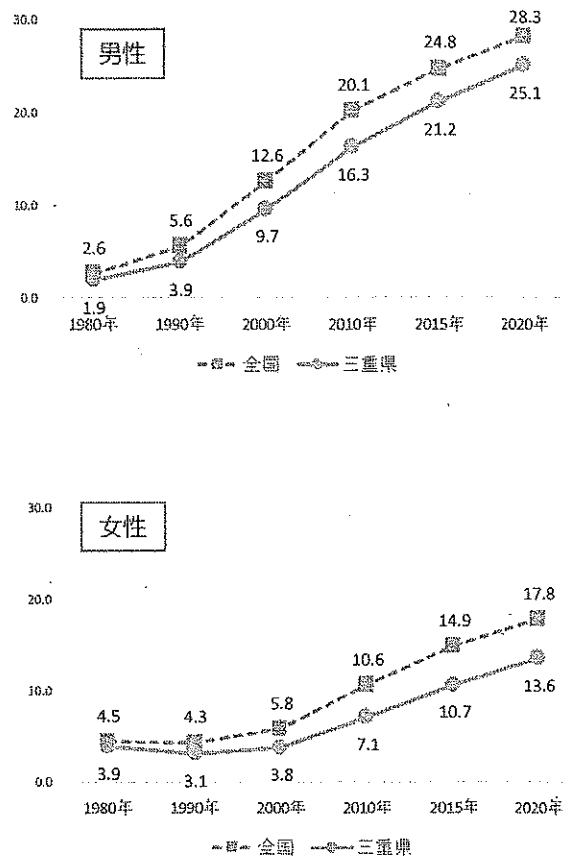
(自然減の現状)

- 三重県の合計特殊出生率は全国値よりは高いものの、近年低下傾向にあり、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準を示す希望出生率 1.8 台とは乖離している状況です。



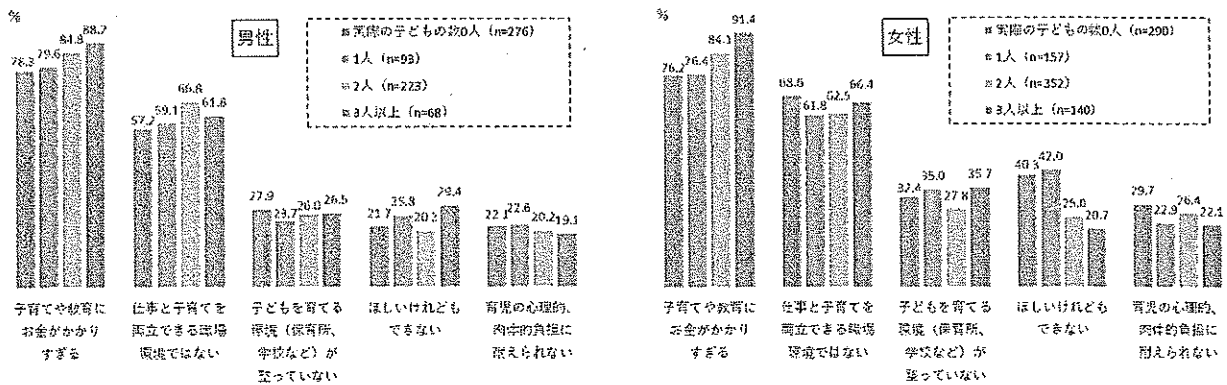
- 県内の 50 歳時未婚割合は上昇傾向にあり、男性で約4人に1人、女性で約7人に1人が未婚となっています。県の調査によれば、結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」、「結婚するのはまだ早い」、「収入が少ない」が上位となっています。
- 男性有配偶率(30～34 歳:全国)は、正規雇用 59.0%に対して、非正規雇用 22.3%と大きな開きがあります。
- 晩婚化(平均初婚年齢の上昇)に伴い、晩産化が進行しています。
- 理想の子どもの数と実際の子どもの数にギャップがあります。ギャップが生じる理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」、「子どもを育てる環境(保育所、学校など)が整っていない」、「ほしいけれどもできない」が上位となっています。

【図3】50歳時未婚割合



出所：国勢調査

【図4】理想とする子どもの数と実際の子どもの数にギャップが生じている理由 (18～49 歳)

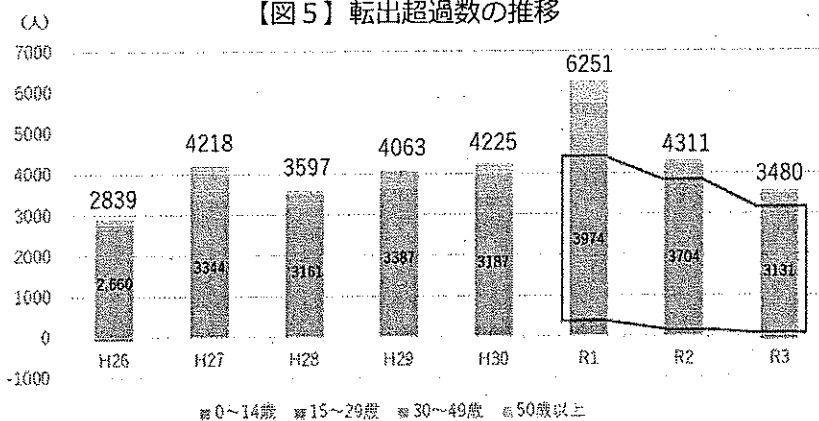


出所：第 11 回みえ県民意識調査

(社会減の現状)

- 本県から県外への転出超過が継続しています。県外への転出超過数の約8割が若者(15～29 歳)であり、その内、女性が約6割を占めています。若者の流出の主な原因は進学・就職によるものと考えられます。
- 県や市町の施策を利用した県外からの移住者数は増加傾向にあります。移住前の居住地は、近畿が約4割を占め、次いで東海、関東の順となっています。

【図5】 転出超過数の推移

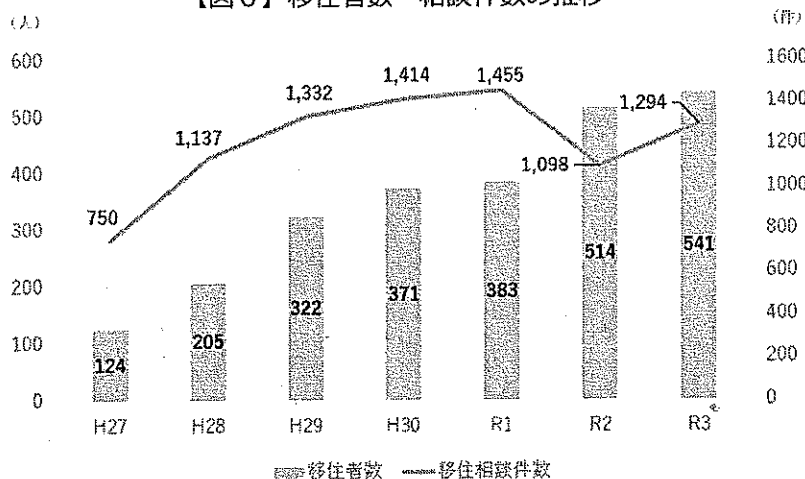


15~29歳の転出超過数の男女構成

	男R1	男R2	男R3	女R1	女R2	女R3
15~19歳	384	458	421	388	290	399
20~24歳	676	721	648	1,384	1,272	1,130
25~29歳	494	436	147	648	527	386

出所：住民基本台帳人口移動報告

【図6】 移住者数・相談件数の推移



出所：三重県調べ

(人口減少がもたらす地域への影響)

- 人口減少は、地域のあり方に大きな影響を及ぼしており、その影響はますます拡大するおそれがあります。具体的には、商業施設等の閉鎖によるサービス機能の低下や、農林水産業や医療・福祉等の担い手不足、交通事業者が不採算路線から撤退することによる公共交通のサービスレベル低下、自治会活動をはじめとする地域の活力低下などが懸念されます。また、税収の減少や過疎化により社会資本の維持が困難になっていくおそれがあります。

(コロナ禍における人口減少の課題等)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、人口動態にも影響を及ぼしています。コロナ禍で結婚、出産の減少が見られることから、今後、少子化に及ぼす影響が懸念されます。
- 一方で、コロナ禍を背景として、大都市圏の人びとの地方への関心の高まりや、テレワーク、ワーケーションなど新しい働き方の広がりが見られます。

課題と方向性

前述の現状をふまえ、【表1】のとおり課題・背景と方向性を整理しました。

【表1】人口減少対策の課題と方向性

	《課題・背景》	《方向性》
自然減対策	<ul style="list-style-type: none"> ●合計特殊出生率は低下傾向 ●未婚化・晩婚化、晩産化が進行 ●理想の子どもの数と実際の子どもの数にギャップ 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に推進 ●少子化の主要因である結婚支援に注力
社会減対策	<ul style="list-style-type: none"> ●県外転出超過数の約8割は若者（その内約6割は女性） ●働き方の変化、地方への関心の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業振興や雇用の確保等、地域の特性に合わせた地方創生の取組を推進 ●若者や女性に着目した社会減対策に注力
人口減少がもたらす地域の課題とその対応策	<ul style="list-style-type: none"> ●都市や集落の機能低下、地域活力の低下が進むおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ●交流人口、関係人口の拡大に向けた取組を推進
人口減少対策の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ●県、市町、さらには民間を交えて危機感を共有し、取組を進める必要 ●人口減少の要因に関してさらに詳細な分析が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町との連携を強化、国へは積極的な提言を実施。民間への働きかけを強化 ●若者や女性に着目した人口減少の要因に関する詳細な調査・分析を行い、効果的な施策を展開

《有識者ヒアリング等をふまえた今後の検討課題》

有識者ヒアリング等で指摘された以下の事項については、さらに詳細な調査分析を行い、対策を検討していきます。

- 少子化対策は総合的に推進する必要がある。また、特定の市町だけでなく、県全体として対策の底上げをしていくことが重要である。
- 県北中部では少子化対策が優先課題であり、近隣県の成長を取り込むことが重要である。県南部では少子化対策に加え、地方創生の取組も進める必要がある。
- 合計特殊出生率と強い産業による良質な雇用はリンクしている。
- 近隣県と比較して県内の保育士の給与が低い。保育士確保へ向けた処遇改善が課題である。
- 子どもを産み、育てることについて、社会全体で支えることが必要である。
- 希望する子どもの数が減少するとともに、有配偶出生率が低下している。若い世代の経済環境を改善するなど、若い時期の結婚・出産が可能な社会づくりを進める必要がある。
- 子どもを産み育てやすい環境をつくるためには、企業の協力を得ることが重要である。
- 県外への転出理由など、若い世代や女性の意見、考え方を聞き取り、対策を講じる必要がある。
- 進学等で県外へ出て行った若者のUターンを促進する取組が重要である。そのためには魅力的な職場の確保が必要である。
- 安心して三重に移り住めるよう、防災対策や医療提供体制の整備に取り組む必要がある。

《基本的な考え方》

- 人口減少の課題に全庁を挙げて総合的に対応することで、地域の自立的かつ持続的な発展につなげます。
- 人口減少対策は、自然減対策(少子化対策)および社会減対策(定住促進、流入・Uターン促進)を両輪として取り組みます。また、人口減少による影響への対応に向けて必要な対策を講じます。
- 県内市町ごとに人口減少の状況が異なることから、地域特性に応じた対策に取り組みます。例えば、北中部地域については、働く場の選択肢が多く、医療、福祉、介護、教育などの生活関連サービスと身近な自然を享受できる快適な住環境に魅力があります。また、南部地域については、リモートワーク環境を活用した仕事や観光業、農林水産業に携わりながら豊かな自然を満喫する暮らしに魅力があります。このような現状をふまえ、地域の特性に応じた移住・定住を促進していく必要があります。
- 国、市町、民間等との連携・役割分担のもと対策を進めます。

※以下は、現時点における人口減少対策の取組方向です。今後、自然減・社会減の要因分析や調査を進めるとともに、市町や若者の声を聴くなかで、取組をさらに追加、具体化していきます。

自然減対策の推進

(少子化対策)

- 「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、ライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に推進します。
- 未婚化・晩婚化対策として、市町や民間企業等と連携し、広域的な出会い支援の取組を進めるとともに、それぞれの地域でより効果的な手法の検討を行います。
- さまざまな理由により、結婚や子どもを持つことを躊躇する若者等を支援するため、就労支援や所得向上、育児支援など妊娠・出産・育児に対する不安の解消に向けた取組を推進することにより、それらに前向きなマインドを持てるよう取り組みます。加えて、若い世代が結婚や子どもを持つことについて希望をかなえられるよう、早い段階からライフデザインを考えることを促進します。
- 妊娠・出産を支援するため、不妊・不育症治療の助成や周産期医療提供体制の充実に取り組みます。
- 子育て支援に向けて、男性の育児参画の推進、仕事と子育ての両立促進、保育や幼児教育の充実に取り組みます。
- 子ども・家庭に寄り添った支援を行うため、児童相談体制の強化、子どもの貧困対策、発達支援に取り組みます。
- 全ての家庭が安心して子育てできるよう、医療・福祉等のサービス水準のより一層の向上について検討します。

社会減対策の推進

(定住促進)

- 雇用を確保・創出するため、DXの推進やカーボンニュートラル実現の取組を進めることで、自動車、半導体、石油化学など本県の主要産業のさらなる振興を図ります。また、スマート農林水産業の促進や、裾野が広く雇用確保が期待できる観光産業の振興、今後も成長が期待されるIT産業など県内産業の振興を図ります。
- 研究開発施設を含む企業誘致や再投資促進を図るとともに、スタートアップの育成・支援、中小企業・小規模企業や地場産業の振興に取り組めます。
- 若者や働く世代、とりわけ女性の県内定着を図るため、就労支援に取り組むとともに、テレワークや副業、ワークシェアなど多様で柔軟な働き方や魅力ある職場づくりを促進します。加えて、県内高等教育機関の卒業生の県内就職促進や収容力向上に向けた取組を検討します。

(流入・Uターン促進)

- 県内への転入を促進するため、移住希望者に対するきめ細かな相談対応や情報発信の充実、住みたいと思ってもらえる地域づくりなど、移住促進に取り組めます。また、県外の協定締結大学と連携して県内企業に係る就職情報を提供するとともに、県出身大学生のUターンを促進するための仕組みを検討するなど、若者のUターン対策を強化します。
- ふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育むため、小中学校や県立学校において、郷土教育に取り組むとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

人口減少の影響への対応

- 大阪・関西万博の開催やリニア中央新幹線の開業を生き、交流人口の拡大に取り組むとともに、好機を逃さず三重の魅力・情報発信に取り組めます。
- 関係人口等の拡大に向けて、ワーケーションの促進や地域おこし協力隊など外部人材による地域活性化に取り組めます。
- デジタル技術の活用により地域の課題を解決し、暮らしの向上や魅力的な地域づくりにつなげるなど、デジタル社会の実現に向けた取組を推進します。
- 都市機能(医療・福祉・商業施設)の市街地中心部等への誘導やインフラの効率的な整備など、コンパクト化の視点を含め、人口減少下における地域社会のあり方について市町と連携しながら検討します。
- 人口減少等の影響により移動需要が縮小し厳しい経営環境にある地域公共交通のあり方について検討します。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により継承が困難となってきた地域の文化資源の維持管理や伝統的な民俗行事の担い手育成、情報発信に取り組めます。
- 経済活動をはじめ地域のさまざまな活動における担い手が不足していくことが懸念されることから、女性や高齢者、障がい者、外国人などを含む誰もが地域社会で活躍できるよう、環境整備に取り組めます。

人口減少対策の総合的な推進

(国・市町・民間等との連携)

- 県および県内市町が連携して人口減少対策を効果的に推進するため、「みえ人口減少対策連携会議」を設置し、人口減少対策に係る先進事例の調査研究やモデル事業に協働で取り組みます。
- 国に対して、子育てを社会全体で支える仕組みの構築など、人口減少対策に関する積極的な提言・提案を行っていきます。
- 若者や女性などの多様な人材が能力を発揮することができるよう、労働環境の整備など働き方改革に向けた企業への働きかけを強化します。

(人口減少対策に関する調査・分析)

- 人口減少対策の施策展開に向けて、自然減や社会減の要因を詳細に調査・分析するとともに、先進事例の調査研究を実施します。また、本県が抱える人口減少の課題を把握するため、若者や女性、子育て世代に対するヒアリングやアンケート調査を実施します。

(三重県人口減少対策方針(仮称)の策定)

- 三重県の人口減少対策に係る取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針(仮称)」を策定し、全庁を挙げて人口減少対策に取り組みます。また、同方針に基づく取組は毎年の検証を通じて、ブラッシュアップを図っていきます。

行政運営 1 総合計画の推進

行政運営の目標

- 人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

現状と課題

- これまで、厳しい財政状況の中で、行政経営資源の選択と集中を図りながら、計画に基づき施策を推進してきました。各施策の数値目標の達成割合は、5割程度にとどまっており、県の取組の成果を県民の皆さんに届けられるよう、施策を推進していく必要があります。
- 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、施策を総動員して人口減少に係る課題に取り組んできましたが、自然減について合計特殊出生率が近年低下し、社会減について若者(特に女性)を中心に県外への転出超過が続いているなど、人口の減少局面は継続しており、より効果的な人口減少対策を講じていく必要があります。
- 人口減少・高齢化の加速、大規模自然災害や世界的な気候変動、新興感染症などの環境変化、また、脱炭素社会の実現に向けた動きやデジタル化の急速な進展、SDGsの取組拡大といった時代潮流への対応が必要となっています。このような中、将来世代も含め、県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域の実現を図る必要があります。
- 全国知事会や圏域の知事会等と連携し、広域的課題や共通の地域課題の解決に向けた取組や国への提言を実施してきました。引き続き、新型コロナウイルス感染症、防災・減災や人口減少等への対策について、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施していく必要があります。
- 県民の皆さんや企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、各種統計の調査、分析を行い、その情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供することが必要です。
- 人口減少をはじめとする社会課題が増加する一方、その解決に取り組むNPO(市民活動団体、ボランティア団体等を含む)数は伸び悩んでいます。さまざまな主体と連携しながら新しい三重づくりを進めるためには、社会をよりよくしようとする活動に取り組む主体が増え、それらが連携して、一層多様化、複雑化する社会の諸課題に対応していくことが必要です。

取組方向

■ **基本事業1： 総合計画の進行管理**

「強じんな美し国ビジョンみえ」に掲げた基本理念の実現に向け、「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組がさまざまな主体との連携により推進され、県民の皆さんに成果が届くよう、各部局と協議・調整しながら、取組の成果や課題の検証を進め、計画的な進行管理を行うとともに、より効果的な取組につなげていきます。

また、持続可能な地域を実現するため、三重県内における企業や団体等の SDGs に向けた取組を活性化させるとともに、企業等と連携した取組を進めます。

■ **基本事業2： 人口減少対策の推進**

人口減少の現状・背景、先進事例等について調査研究を進めるとともに、人口減少対策の成果を検証し、課題を抽出した上で、各部局と連携しながら、自然減対策と社会減対策を両輪とした、より効果的・総合的な取組を推進します。また、市町や企業等と協力し、三重県全体で一丸となり人口減少対策に取り組んでいきます。

■ **基本事業3： 広域連携の推進**

全国知事会や圏域の知事会等に参画し、新型コロナウイルス感染症、防災・減災、地球温暖化や人口減少等への対策について、広域的に連携した取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して提言・要望活動を実施します。

■ **基本事業4： 統計情報の活用と提供**

県民の皆さんや企業、団体等が、必要な統計情報をインターネット等から自由に入手、加工・分析して活動の参考とするなど、さまざまな場面で利用できるよう、各種の統計情報を提供していきます。

■ **基本事業5： 県民の社会参画の促進**

「みえ県民交流センター」を拠点に、情報発信やセミナー等を通じて、県民の皆さんや事業者等による公益活動に対する理解と多様な形での参画、それらさまざまな主体の地域間、分野間の連携を促進します。また、専門性を持ち、継続的に事業を実施することで課題解決に取り組むNPOや、それを支援する中間支援組織の基盤・機能の強化に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合	—	80%	「みえ元気プラン」の各施策に設定されたKPIについて、過半数が達成している施策の割合

行政運営5 広聴広報の充実

行政運営の目標

■ 県民の皆さんに県への意見・提案窓口が周知されるとともに、必要な県政情報が届くよう、新たなDX手法を取り入れながら、広聴機能の充実と多様な媒体による情報発信を図ることで、県の広聴広報活動が県民の皆さんとのコミュニケーションツールとして活用されています。

現状と課題

- 県民の皆さんの声を県政運営に生かすため、県民の皆さんからの声を真摯に受け止め、全庁の関係部局に速やかに共有するとともに、デジタル化の動きにも対応することで、広聴機能の充実を図ることが必要です。
- 県民の皆さんのライフスタイルの変化やICTの発達に対応し、県政情報を的確に届けるためには、県民の皆さんが日常的に利用する多様な広報媒体で情報発信を行うとともに、新しいメディアでの発信を検討することが必要です。
- 県民の皆さんの参加による公正な県政を推進していくためには、行政情報を積極的に公開し、情報公開制度を適正に運用していくことが必要です。また、個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度が新たに規定され、令和5(2023)年4月に施行されることから、全国的な共通ルールにより適正に運用するよう取り組んでいくことが必要です。

取組方向

- 基本事業1：政策形成につながる広聴の推進
 県民の声相談や現場での意見交換などの広聴活動で得た意見、要望、提案等を県政運営に生かすよう取り組むとともに、DXを活用した広聴機能の向上を図ります。
- 基本事業2：多様な媒体による広報の推進
 県民の皆さんの多様なライフスタイルに対応しつつ、県政情報をわかりやすく的確に届けることができるよう、多様な広報媒体による広報と質の高いパブリシティを基本とし、県広報紙やインターネット、テレビ、ラジオ、新聞の活用に加え、新たなメディアの導入などにより効果的な情報発信を行います。
- 基本事業3：行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用
 県政の透明性を高め、公正で民主的な行政運営を推進するため、情報公開制度を適正に運用します。個人情報保護法の改正により地方公共団体の個人情報保護制度が新たに法律で規定されることから、研修等により職員の理解促進を図り、制度を適正に運用します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
みえ出前トークの実施件数	28件	200件	県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う、双方向コミュニケーションツールとしての「みえ出前トーク」の実施件数
県政情報(電子版)の提供媒体数	5媒体	10媒体	県広報紙(電子版)のWebやアプリによる提供媒体数

行政運営のKPI【戦略企画部関係】

行政運営の取組ごとに設定した、「行政運営の目標」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

行政運営

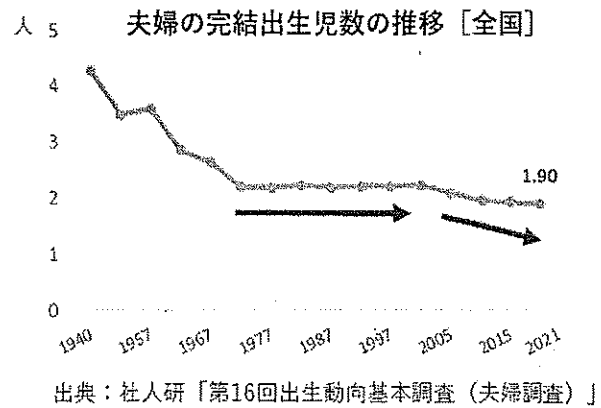
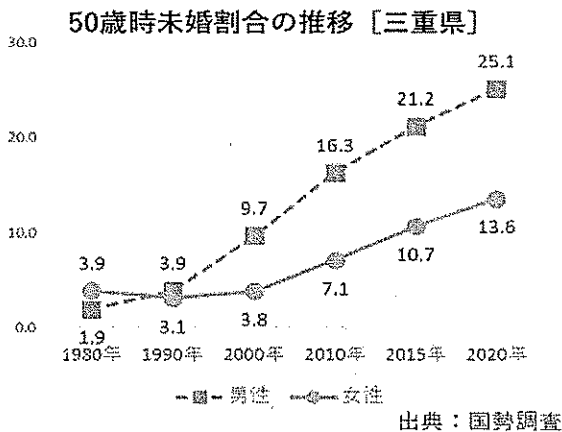
施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
行政運営1	目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合	「みえ元気プラン」の各施策に設定されたKPIについて、過半数が達成している施策の割合	施策は「みえ元気プラン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てを網羅しており、「みえ元気プラン」の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。	目標項目は、さまざまな主体が取り組んだ成果をあらゆる指標であることから、過半数が達成している施策の割合として80%が妥当であると考え設定しました。	—	80%
行政運営5	みえ出前トークの実施件数	県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う、双方向コミュニケーションツールとしての「みえ出前トーク」の実施件数	みえ出前トークは、県民の皆さんに県の施策を説明するとともに、意見・提案も受ける県民の皆さんとの双方向コミュニケーションツールです。近年の新型コロナウイルス感染症等に対応し、DX視点で事業を見直して実施することが、広聴の充実につながることから選定しました。	平成9年度に始めたみえ出前トークを再構築して、令和5年度からスタートし、令和8年度に200件実施することを目標として設定しました。	28件	200件
行政運営5	県政情報（電子版）の提供媒体数	県広報紙（電子版）のWebやアプリによる提供媒体数	県広報紙は、県民の皆さんに県政情報を得る手段として最も活用されている媒体です。紙から電子への社会情勢の変化に対応し、県広報紙（電子版）の提供媒体数を増やすことが、広報の充実につながることから選定しました。	県民の皆さんが県政情報を得やすい媒体を検討し、毎年度1媒体ずつ増やしていくことを目標として設定しました。	5媒体	10媒体

(4) 人口減少対策の推進について

1 人口減少の要因分析について

(1) 自然減

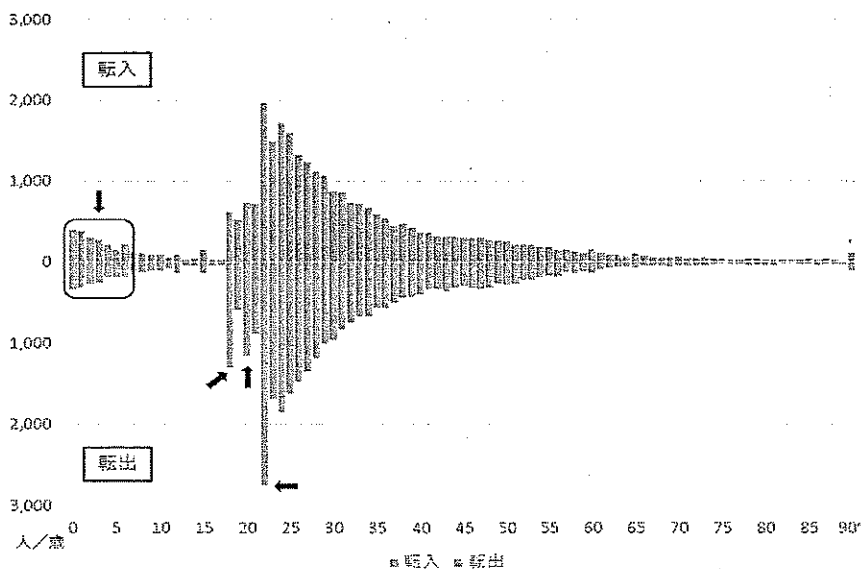
- 我が国においては婚外出生が少ないため、出生率の低下要因は、「未婚化」と「有配偶出生率の低下」にほぼ分解されます。「未婚化」による出生数の引下げ効果は、後者に比べてはるかに大きいことが示されており（内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」等）、結婚支援が重要と考えられます。
- 50歳時未婚割合は男女とも上昇傾向となっています。未婚の理由は、出会いがない、理想の相手に巡り合わない、経済的な不安など多岐に渡ります。また、コロナ禍による影響も考えられます。
- 夫婦の完結出生児数は2.2人前後で推移してきていますが、2000年代から減少傾向にあります。



(2) 社会減

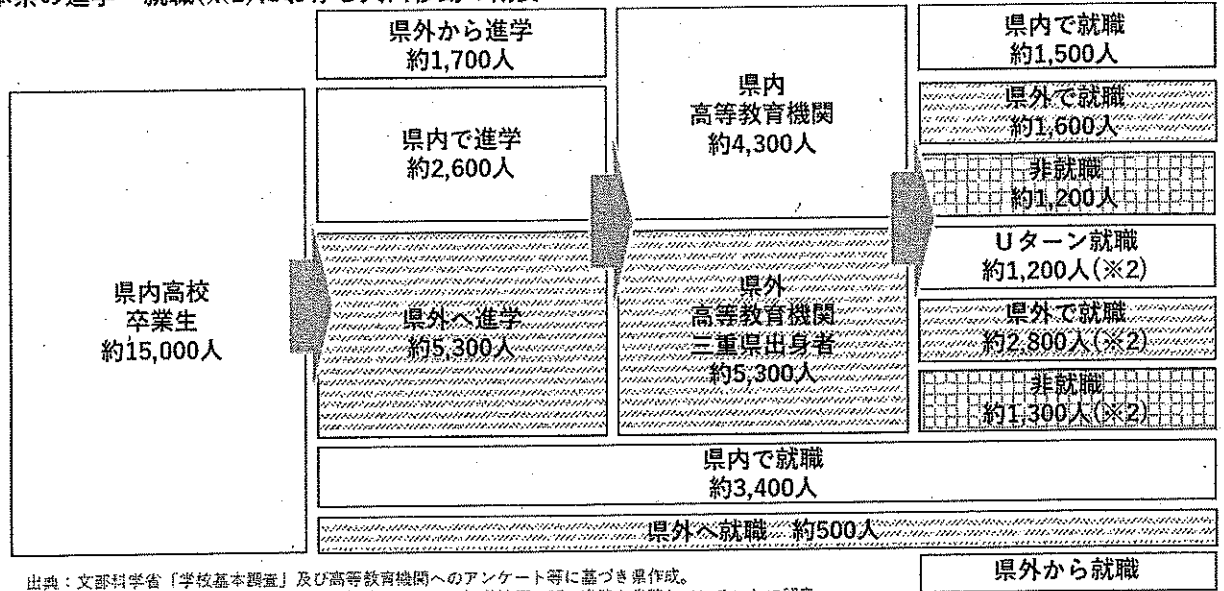
- 人口移動は、18歳、20歳、22歳に特徴的なピークが存在し、進学及び就職時の移動が最大要因と考えられます。
- 未就学児の移動は比較的多く、令和3年は204人の転入超過となっているため、子育て世帯をターゲットとした移住PRは有効に働く可能性があります。

年齢（各歳）別転入・転出者数：令和3（2021）年、移動者総数（外国人含む）



- 転出超過の8割が15歳～29歳の若者であり、進学や就職による移動が最大の要因と考えられます。進学時においては、大学収容力が低く、高等教育機関への進学時に多くの学生が転出しており、就職時においては、県内高等教育機関卒業生は約半数、県外高等教育機関の卒業生（三重県出身）の約7割が県外で就職している状況です。若者の県内定着率が低いことや転出した若者のUターンが少ないことが課題と考えられます。

本県の進学・就職(※1)における人口移動の概要



出典：文部科学省「学校基本調査」及び高等教育機関へのアンケート等に基づき県作成。
 人枠は概数であり正確でないこと、簡略化のため専修学校等一部の進路を省略していることに留意。
 (※1) 就職：進路が自営業主等、無期雇用労働者、雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の有期雇用労働者（学校基本調査における定義に準じる）
 (※2) 学校基本調査における就職者率（約75%）及び就職支援協定締結大学におけるUターン就職率（約30%）を参考に試算

2 これまでの取組をふまえた当面の対応

自然減、社会減の原因となるそれぞれの課題（現状）等について、これまで取り組んできた主な対策や、課題の解消に向けた検討の視点をふまえ、当面の対応方向について検討を行いました。（別添1）

3 人口減少対策の基本的な考え方

令和4年10月3日（月）に開催した第2回三重県人口減少対策推進本部会議において、これまで実施した要因分析やヒアリング等をふまえ、人口減少対策に向けた基本認識や対策のポイント等について、「人口減少対策の基本的な考え方」として取りまとめました。（別添2）

4 今後の予定

引き続き人口減少対策に関する取組の検討を行い、年度内に三重県人口減少対策方針（仮称）の策定を行う予定です。

人口減少の課題に対するこれまでの主な取組をふまえた当面の対応（案）

別添 1

項目	課題	これまでの主な取組	検討の視点	当面の対応方向	
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県総人口のH27→R2減少幅は過去最大2.5%(国勢調査) ○合計特殊出生率は目標値である希望出生率1.8とは乖離 ○若者の転出超過が継続 	○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の要因の調査・分析に基づき、必要な課題に対し集中的・効果的な取組が必要 ○国や市町との連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○詳細な要因分析や若者、有識者等に対するヒアリングを実施し、エビデンスに基づいた効果的な対策や国への働きかけ等の実施(済) ○「みえ人口減少対策連携会議」を設置し市町と連携した調査や共同事業の実施(済) ○広域的な取組の推進、市町との連携強化に向けた体制整備 	
自然減	結婚	○「出会いがない(44.2%)」「理想の相手に出会えていない(39.8%)」の順(県意識調査)	○みえ出逢いサポートセンターの設置(H26.12～R4.3まででイベント参加のべ9,494名、カップル成立672組)	<ul style="list-style-type: none"> ○出会いの総量を増やす必要 ○企業など多様な主体の関与が必要 ○周囲からの働きかけを促進する必要 ○多くの県で1対1のマッチングを実施 ○オンライン婚活サービスが普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間ボランティアを活用した1対1のマッチング ○企業が行うマッチングの支援 ○民間マッチングサイト・アプリ活用に向けた啓発
	妊娠・出産	○子どもの数の理想と現実のギャップ理由4位「ほしいけれどもできないから(21.5%)」(県意識調査)	<ul style="list-style-type: none"> ○保険適用外となった一部の治療に対する補助 ○不妊ピアサポーターの養成 ○企業に対する理解促進 	○将来の不妊リスクを軽減するためのアプローチが必要	○プレコンセプションケアの検討 ○保険適用外となった一部の治療に対する補助の継続
		○子供のいる既婚者の半数以上が「もっと早く産めばよかった」と考えている(民間調査)	○妊娠・出産の適齢期に関する内容を含む教育・啓発		
	育児	○子どもの数の理想と現実のギャップ理由1位「子育てや教育にお金がかかりすぎるから(81.4%)」(県意識調査)	【子ども医療費】 ○入院・通院ともに全て15歳(中学生)まで無料、一部では18歳まで無料。未就学児について窓口無償化、一部では中学まで窓口無償化。(市町) ○県の基準に適合するもの(小学6年生まで、所得制限あり)を対象として、2分の1を補助(県)	○県全体の水準の向上と制度の持続可能性の両立	○実施主体である市町の意向や県の財政状況等をふまえて対応を検討
			【保育料】 ○0～2歳児保育の無償化(所得制限あり)、3～5歳児保育の無償化(全て)※国制度 ○県内市町の独自助成(保育料や給食費の無償化)	○県全体の水準の向上	○子育てを社会全体で支える仕組みの実現促進を国へ要望 ○水準の見直しの検討(市町)
○子どもの数の理想と現実のギャップ理由6位「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから(16.0%)」(県意識調査)		<ul style="list-style-type: none"> ○市町の母子保健を担う人材育成、体制構築の支援(出産・育児まるっとサポートみえ) ○子育て世代包括支援センター(市町) 	○県全体の水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○産後ケア等を行う助産師派遣体制の充実 ○水準の見直しの検討(市町) 	
○子どもの数の理想と現実のギャップ理由3位「子どもを育てる環境(保育所、学校など)が整っていないから(29.0%)」(県意識調査)		<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等の整備支援 ○保育士確保に向けた就労相談、就学資金貸付 ○保育士のキャリア研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の待機児童は未解消 ○近隣県と比較し保育士の処遇に差 	○保育士の処遇に関する調査結果をふまえた対応策等の検討	
	○子どもの数の理想と現実のギャップ理由2位「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから(60.8%)」(県意識調査)	<ul style="list-style-type: none"> ○国による育児休業等の法整備 ○研修ツールの作成・配付、セミナーの開催、専門家派遣を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内企業へのさらなる周知・啓発が必要 ○妊娠・出産に伴う離職の実態把握が必要 ○男性の育児参画の質の向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な啓発の工夫 ○実態を把握し、対策を検討 	

人口減少の課題に対するこれまでの主な取組をふまえた当面の対応（案）

別添 1

項目	課題	これまでの主な取組	検討の視点	当面の対応方向	
社会減	移住（Uターン）促進	○移住者は年々増加。移住相談会やセミナーは首都圏での実施が多いものの、移住実績では近畿、東海からの移住が全体の約3分の2を占める	○相談会・セミナーの開催 ○移住希望者と県内の受け入れ地域との交流・関わりづくり、地域の受入態勢の充実、移住者の定住にむけた支援	○首都圏よりも関西圏、中京圏からの移住者が多い	○関西圏・中京圏に対するプロモーションの強化
	大学生の県内就職	○県外の就職支援協定締結大学の三重県出身卒業生の県内就職率は約3割（県調査）	○就職支援協定締結大学と連携した合同企業説明会、各種セミナー、県内企業の情報提供 ○県内企業へのインターンシップや県運営サイトによる情報発信 ○奨学金返還支援事業	○学生に県内企業の情報十分届いていない	○企業や商工団体が地域一体で行う採用活動の支援など県内企業情報の発信強化 ○就職支援協定締結大学の拡大及び就職支援協定締結大学以外の県外大学の三重県出身学生へのアプローチ ○「おしごと広場みえ」への登録促進
		○県内大学等の卒業生の県内就職率は約5割（県調査）	○「おしごと広場みえ」による就労支援（情報提供、各種セミナー、企業見学会、合同企業説明会の開催、キャリアコンサルティング、模擬面接、添削指導などの個別支援） ○奨学金返還支援事業		
	大学進学時の転出対策	○県内高校生の県内進学率は約2割（文部科学省調査より県分析）	○高等教育機関による県内進学促進の取組等の支援 ○県立大学の設置の検討	○県立大学の設置の是非及び県内大学定員増について検討中	○県内大学等への入学促進
	南部地域の活性化	○人口減少率の県内上位5市町はすべて南部地域①南伊勢②大紀町③紀北町④鳥羽市⑤尾鷲市（R2国勢調査）	○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や離島振興法等に基づく支援 ○南部地域活性化基金による市町の取組支援	○南部地域の人口減少に歯止めがかかっていない ○広域的課題への対応について市町と連携して取り組む必要	○広域的な取組の推進、市町との連携強化に向けた体制整備（再掲）
	女性の働く環境	○都道府県版ジェンダー・ギャップ指数（経済分野）は全国で46位（民間調査）	○働き方改革の推進 ○スキルアップ研修等による女性のキャリアアップや再就職等の支援 ○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の推進、女性の活躍推進三重県会議への加入促進、女性活躍優良企業事例の顕彰	○県内における女性の働く場所についてあまり知られていない ○女性のキャリアアップにかかる環境整備が十分でない	○女性の活躍事例の発信や就活生に向けたセミナーの開催 ○企業を交えた必要な対策の検討 ○企業における女性の人材育成・登用にに向けた意識改革や環境整備の促進
	働く場	○県内から大きな工場が移転した年には例年の約1.5倍の転出超過（総務省調査）	○マザー工場化、研究開発施設をはじめとした高付加価値化や拠点機能の強化、南部地域における地域資源の活用などへの投資促進（雇用要件あり）	○継続して取組が必要	○企業誘致の推進 ○スタートアップの支援
	教育の場での取組	○郷土愛がUターンに対し強い影響がある（有識者）	○地域の企業と連携したキャリア教育 ○小規模校における地域課題解決型キャリア教育モデルの構築	○少子・高齢化などをふまえた、これからの時代に求められる学びの推進	○地域の企業を研究題材としたキャリア教育や実社会とつながった学びの推進 ○県内各校における地域課題解決型キャリア教育の実践
○総合学習や社会科等の授業において、地域の産業や文化等を学ぶ郷土教育の実施			○継続して取組が必要	○学校教育における郷土教育の実践	

人口減少対策の基本的な考え方（案）

(1)基本認識

- 人口減少対策は、待ったなしの状況。対策を講じなければ、県人口は急激な減少局面に入り、県内経済や地域社会への悪影響がますます顕在化する。
- 人口減少は直ちには止まらないが、効果的な対策を講じることで減少幅を緩やかにしていくことは可能。
- 対策は、自然減対策、社会減対策を両輪として取り組むことが必要。
- 対策を進めるうえにおいては、本県の強み、弱みを把握し、それに基づく取組を進めることが重要。
- 将来への不安がある中では、子どもを産み育てることは困難を伴う。希望を持てる社会へと一歩ずつ変えていくことが遠回りに思えても最も確実な人口減少対策となる。

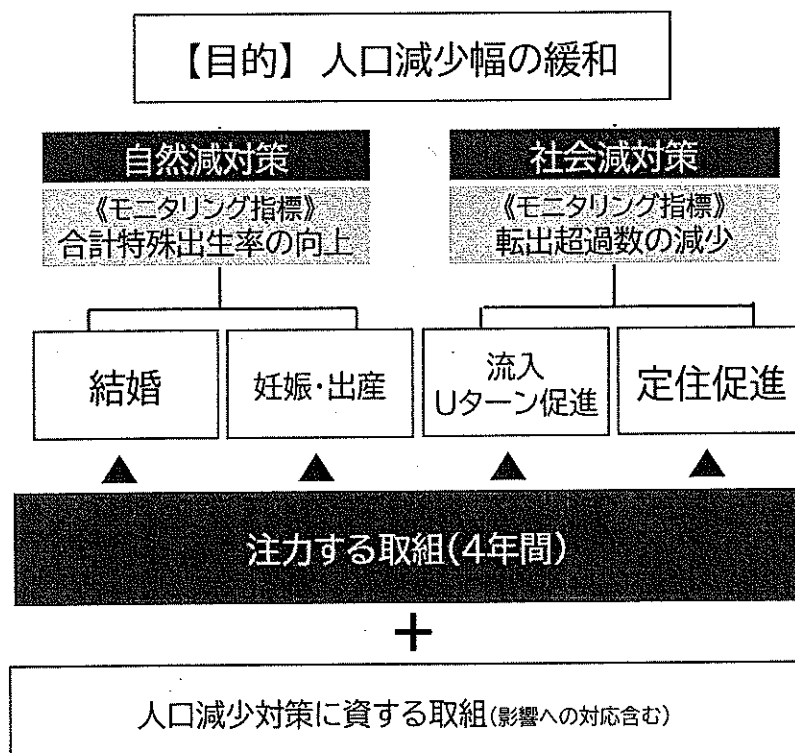
(2)対策のポイント

- 人口減少の要因に着目した効果的な対策を実行することが必要（エビデンスに基づく取組）
- 自然減の主要因は、未婚化、晩婚化であることから、子育て支援に加え、結婚支援に注力する。
- 社会減の要因は多岐にわたるが、働く場を確保し、県内定住や流入・Uターン促進を図る必要がある。その際、若者・女性の視点に立った対策が重要となる。
- 子育て支援策を充実したことによる人口移動が現実に起きている。人口減少対策は、地域間競争の側面があることを認識しなければならない。
- 本県の特徴や魅力、取組を情報発信していくことで県内定住や流入・Uターン促進につなげる。
- 人口減少の状況は地域や市町によって異なるため、市町の実情に応じた適切な支援を行っていくことが必要である。

- 若者の一部は、所得や育児などの将来不安から、結婚・出産をリスクとして捉えている。若者の不安除去の視点から、子育てを社会全体で支える仕組みづくりを国に求めていく必要がある。
- 多様な働き方を推進していくことも重要。例えば、中小企業においても育児休業を取りやすい環境整備や、副業(複業)の推進など。
- 本県からの転出超過は、若者、とりわけ20代の女性が多くなっている。女性の働く場を確保するなど、定住・Uターン促進の視点が社会減対策として必要。
- 少子化や転出超過の背景にジェンダーギャップの存在が指摘されている。人口減少対策にはジェンダーギャップ解消や、多様性を認める寛容な社会の構築といった視点が不可欠である。
- デジタル社会の形成は重要なポイントとなる。デジタル活用により、地理的条件の不利も克服することが可能となる。
- 人口減少は長期間にわたって続くため、対策の実行と並行して、人口減少を前提とした社会のあり方を考えることが必要。

(3)人口減少対策の柱立て

・50年先の長期展望、10年先の中期展望に基づき、当面4年間の取組を位置づける。
 《2023年度(R5) → 2026年度(R8)》



(4)今後のスケジュール(予定)

12月 第3回 人口減少対策推進本部会議

- ・三重県人口減少対策方針(仮称)中間案

2月 第4回 人口減少対策推進本部会議

- ・三重県人口減少対策方針(仮称)最終案

(5) 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについて

1 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの進捗状況について

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトでは、令和8(2026)年度までの5年間において、本県の強み・弱みなどの現状をふまえ、六つの柱で取組を進めていくこととしており、その具体化について検討しています。

(1) 「自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応」、 「カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進」、 「再生可能エネルギーの導入・利用促進」について

県内産業の強みを生かして、脱炭素社会実現に向けた動きを県内産業の成長につなげていく必要があることから、令和4年2月に設置した有識者で構成する「脱炭素社会実現に向けた構造転換推進方針検討会議」(以下「検討会議」という。)を「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの推進の一環として開催しています。コンビナートや自動車等の分野におけるカーボンニュートラル実現に向けた具体的な取組について検討会議やワーキンググループで各3回検討を行い、9月に報告書が取りまとめられました。(別冊資料1参照)



○ 「みえ元気プラン」へ反映した主な意見

①六つの柱に係る具体的な取組案

i) 自動車分野

- ・ EV化等への移行による部品点数の減少や部品種類の変化など、大きな影響を受ける県内自動車部品サプライヤーの技術開発・業態転換等への支援
- ・ サプライチェーン全体でのCO2排出削減の取組に係る支援やそれを推進する人材育成

ii) コンビナート分野

- ・ 四日市コンビナートにおけるカーボンニュートラル実現に向けた、水素の受入・運搬・供給体制の整備
- ・ プラスチック等の炭素循環型原料の受入・生産・供給体制の構築

iii) 再エネ分野

- ・ 県内の地域資源を活用した再生エネルギーの導入に向けた、行政・利害関係者等による情報共有・意見交換ができる場の設置の検討

②「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを推進するにあたっての今後の検討課題

■ カーボンニュートラル社会の実現は、DXの取組と合わせて進めることにより、社会に大きな変化をもたらし、県民生活の利便性を大きく向上させる。

その社会の実現に向けた取組により達成される未来の地域社会の姿を県民に示すことで、意識改革・行動につなげていく必要がある。

■ 再生エネルギーの導入・利用促進にあたっては、次の視点が重要である。

- ・ 分散して導入し、エネルギーの地産地消を図ることで、安定した供給による地域のエネルギーの自立性の確保
- ・ 大規模電力需要家によるエネルギーマネジメントを実施する等、エネルギー調整力の向上

■ カーボンニュートラルが防災分野の施策（例えば、学校や大規模商業施設における再生可能エネルギーを活用した新しいモデルの避難所の開設）と関係する等、他の重要施策との関係を“見える化”することで、県民の理解・協力が得られ、施策の一層の推進を図ることができる。

(2)「カーボンニュートラルポートの整備促進」について

- ・ 令和4年4月、第1回三重県港湾みらい共創本部会議において、重要港湾である津松阪港及び尾鷲港のカーボンニュートラルへの対応（CNP形成計画策定）の方向性を提示
- ・ 現在、市町や企業など港湾関係者と港湾の利用等についてヒアリングを実施中

(3)「CO2排出削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進」

- ・ 令和4年4月からリサイクルが求められているプラスチックの排出事業者と処理事業者とのマッチングシステムの構築や、使用済み太陽光パネルや蓄電池のリサイクルの促進に係る調査・研究について内容を検討中

(4)「CO2吸収源対策を契機とした林業等の活性化」について

- ・ J-クレジットの制度改正による森林吸収クレジットへの関心が高まっている中、林業事業者等の森林吸収クレジットの創出の拡大や、企業とのマッチングの推進、ブルーカーボンなどの新たなCO2吸収クレジットも含めたJ-クレジットの効果的な活用方策について内容を検討中

2 今後の対応について

プロジェクトにおいて実施する取組の具現化に係る方針等をまとめた「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針（仮称）の策定と合わせて、本プロジェクトの取組の具体化に向けた検討を深めていきます。

また、検討会議からの提言については、庁内での情報共有を図るとともに、関係部局との総合的な調整を行っていきます。

(6) 新たな県民意識調査について

県では平成23年度から「みえ県民意識調査」として、「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づく県政運営の参考として活用するため、県民の皆さんの意識等を把握するアンケート調査を毎年実施しているところです。

今年度の調査については、現在策定中の「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の推進に活用するため、調査項目を全面的に見直したうえで実施する予定です。

調査の概要

(1) 調査時期 令和5年1月～2月（集計結果の公表は令和5年6月頃）

(2) 調査対象 18歳以上の県民1万人（選挙人名簿から等間隔無作為抽出）

(3) 調査方法 （発送）郵送 （回収）郵送またはインターネット

(4) 今年度の調査項目

① 「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念に関すること

ビジョンの基本理念「強じて多様な魅力あふれる『美し国』の実現」に関して重要と考えられる生活の満足度等についてお聞きする予定です。

② 「みえ元気プラン」の7つの挑戦*に関すること

7つの分野に関する取組の推進等に活用するため、地域の状況等に対する意識をお聞きするもので、今年度は人口減少対策について重点的に質問する予定です。

※7つの挑戦

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応
- (3) 三重の魅力を生かした観光振興
- (4) 脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興
- (5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進
- (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実
- (7) 人口減少への総合的な対応

③その他

必要に応じて、県政運営の参考として活用するための項目を検討します。

(5) 質問数 最大50問程度

(7)「三重県教育施策大綱」の策定について

1 策定の背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の長は、総合教育会議において協議し、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。

この度、県政の中長期的な方向性を示す総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」を策定することから、「ビジョン」「プラン」との整合を図るため、現行の「三重県教育施策大綱」を見直し、新たに「大綱」を策定します。策定にあたっては、「ビジョン」「プラン」に基づき、教育施策の中で、特に注力していきたい取組を中心にまとめていきます。

2 「三重県教育施策大綱」の協議状況

令和4年度第1回総合教育会議を8月30日に開催し、大綱について別紙骨子案に基づき議論いただきました。

主な意見は以下のとおりです。(○：教育委員会、●：知事)

- 学びを生かして、粘り強さ、柔軟性などの資質が高まることもめざしてほしい。
- 新入社員のコミュニケーション能力などが落ちてきているように感じる。社会総がかりで子どもを育てていけるような大綱にしてほしい。
- 今回の骨子は、教育の課題が前面に出ている。教職を志望する学生が少なくなっている中、三重県の教育の魅力を前面に出してはどうか。
- 三重県の強みや弱みなど、三重県の情報を入れたほうがよいのではないか。
- 「教育を取り巻く社会情勢の変化」には課題を書いたほうがよい。課題があり、それに対応するための政策、大綱となるはずである。
- 学校の学びだけでなく、社会に出てから必要な学習ができることの重要性が高まっており、そうした点も加えてはどうか。
- 三重県の教育の特色や、今後の教育をどうしていくのかについては、検討して大綱に記述したい。

3 「三重県教育施策大綱」の概要

(1) 大綱の位置づけ

「三重県教育施策大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、三重の教育に関する施策を推進するために知事が定めるものです。

(2) 大綱の期間

令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間

4 今後の予定

- 12月上旬 中間案
- 3月上旬 最終案
- 3月下旬 大綱策定

1 大綱策定の趣旨

- 地教行法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢の変化（現大綱策定後を中心に）について記載

- 人口減少・高齢化の進展
- デジタル社会の実現
- グローバル化の進展
- ダイバーシティ社会の実現
- 外国人住民の増加
- 地域と家庭の状況変化
- 子どもの貧困と教育格差
- ヤングケアラーの現状
- 児童虐待の現状
- いじめの認知件数の増加
- 不登校児童生徒の増加
- 特別な支援を必要とする子どもたちの増加

3 教育施策の基本的な考え方

教育を取り巻く社会情勢の変化をふまえ、以下のような視点を特に大切に教育施策を展開

前文（教育施策全体について言及）

- 子どもが健やかに成長し、持てる力を伸ばし、可能性を広げ、よりよい人生を送ることをめざす。
- 子どもたちの自己肯定感を育むとともに、安心して育ち、学ぶ環境を整え、これからの時代を生きていくために必要な力を身につけられるよう教育施策に取り組む。

（1）自己肯定感と未来の社会を担うために必要な力の育成

- これからの社会でよりよい人生を送るための礎となる自己肯定感の育成
- 未来の社会を担うために必要な力を身につけることができるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」の一体的な育成
- 読書等を通じた、幅広い視野・知識の取得や学びたいという気持ちの醸成

（2）いじめ防止対策の推進

- 生命を大切に、いじめや暴力を許さない態度や相手を思いやる気持ちの育成
- 社会の規範を大切にするという市民的な考え方について、学校全体で理解を深めることで、いじめをなくそうとする行動につなげる。

（3）さまざまな困難を抱える子どもたちの支援

- 貧困、虐待、ヤングケアラーなど、さまざまな困難を抱える子どもたちの支援

（4）将来の自立と社会参画に向けたきめ細かな支援

- 特別な支援を必要とする児童生徒、不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援
- 一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、自立と社会参画に必要な力の育成

（5）社会の情勢変化をふまえた取組の推進

- 教職員の資質を高め、より効果的な教育活動に向け、業務負担軽減等の働き方改革の推進
- 人口減少が進展する中、地域の担い手や労働力の確保等の課題もふまえた学校教育のあり方の検討

4 教育施策

基本的な考え方をふまえ、教育にかかる施策を「みえ元気プラン」から抜粋

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| ① 未来の礎となる力の育成 (14-1) | ⑦ 人権が尊重される社会づくり (12-1②) |
| ② 未来を創造し社会の担い手となる力の育成 (14-2) | ⑧ 地域防災力の向上 (1-2④) |
| ③ 特別支援教育の推進 (14-3) | ⑨ 子どもが豊かに育つ環境づくり (15-1) |
| ④ いじめや暴力のない学びの場づくり (14-4) | ⑩ 幼児教育・保育の充実 (15-2) |
| ⑤ 誰もが安心して学べる教育の推進 (14-5) | ⑪ 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (15-3) |
| ⑥ 学びを支える教育環境の整備 (14-6) | ⑫ 文化と生涯学習の振興 (16-1) |

(8) 県立大学設置の検討について

県立大学の設置に係る検討の一環として、具体的な大学像を設定し、その大学が将来の人口に与える影響やその経済的効果を明らかにすることを目的に調査を実施しています。

最初に、具体的な大学像を設定するため、設置学部、規模（入学定員）、立地について検討しました。また、その大学像をもとに事業者に対するアンケート調査を実施します。

1 具体的な大学像

設置学部、規模（入学定員）、立地について、以下の点から検討しました。

1 設置学部

将来の労働力需給、産業界のニーズや産業ビジョン、今後の成長が期待できる学問分野を検討し、設置が求められる学部を絞り込みました。

●項目1：将来の労働力需給（大学卒業人材）

2040年に三重県において各産業に就業する大学卒業者の見込みをもとに検討。

●項目2：産業界のニーズ、産業ビジョン

県内事業者・産業界のニーズ等や産業ビジョンをもとに検討。

●項目3：今後の成長が期待できる学問分野（経営的な視点）

経営的な視点から、今後も学生数の伸びが期待でき、学生数の確保が見込める規模を考慮して検討。

2 規模（入学定員）

公立大学の規模、転出超過数から、規模（入学定員）を検討しました。

●項目1：公立大学の規模

全国の公立大学の規模（入学定員）等を参考に、県立大学の規模（入学定員）を検討。

●項目2：転出超過数

若者の転出超過数の改善につながるよう、三重県の18歳の転出超過数から、県立大学の規模（入学定員）を検討。

3 立地

大学立地の標準的な人口、大学へのアクセスをもとに、立地を検討しました。

●項目1：大学立地の標準的な人口

国土交通省が作成した「サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模」を参考に大学が立地する地域を検討。

●項目2：アクセス

県内高校生の進学希望者からのアクセスの良さが重要であることから、公共交通機関を利用した通学時間から立地する地域を検討。
あわせて、県外の進学希望者からのアクセスについても検討。

1 設置学部

(1) 検討方法と関係学部

項目1から項目3について、それぞれ検討し、関係学部を整理しました。

項目1	項目2	項目3
将来の労働力需給 (大学卒業人材)	産業界のニーズ、産業 ビジョン	今後の成長が期待できる 学問分野(経営的な視点)
検討方法		
「三重県の産業別の就業者数の見通し」(労働政策研究・研修機構推計(2018年度全国版))をもとに、令和22年(2040年)に三重県において各産業に就業する大学卒業者を推計し、就業者2万人以上が見込める上位5産業を対象に設置学部を検討。	県の産業実態に関するアンケートの今後成長を期待する産業・技術分野、産業界(日本経済団体連合会)のビジョンや求める人材像による産業界のニーズ、国の産業ビジョン(「成長戦略実行計画」)等から、求められる産業や人材を対象に設置学部を検討。	経営的な視点から、今後も学生数の伸びが期待でき、学生数の確保が見込める規模のある学部として、「学校基本調査」をもとにこれまでのトレンドから大幅な伸びが期待できる設置学部や、今後の設置学部等の動きをふまえたトレンドから伸びが期待できる設置学部を検討。
関係学部		
<ul style="list-style-type: none"> ・工学部 ・商学・経営学・経済学部 ・教育学部 ・医学・歯学・薬学部 ・看護学・保健学部 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報学部 ・工学部 ・教養学(リベラルアーツ学)部 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学・保健学部 ・情報学部

※教養学部・・・人文科学、社会科学、自然科学を幅広く学ぶ学部。総合的なものの見方や実践する力などを身に付けたジェネラリストを養成し、文理学部等として設置している大学もあります。

(2) 除外項目

設置学部の検討にあたっては、個別に検討すべき事項があり、

- ①国において、「医学部」、「歯学部」は新たな設置が認められておらず、「薬学部」も今後新設を認めない方針が出されていることから、医学・薬学部・歯学部は除外します。
- ②既に県立看護大学を設置していることから、「看護学部・保健学部」は除外します。
- ③県内大学の状況を考慮して、「教育学部」は除外します。

(3) まとめ

(1)(2)をふまえて、検討する設置学部は、工学部、商学・経営学・経済学部、情報学部、教養学(リベラルアーツ学)部と設定しました。

2 規模（入学定員）

(1) 検討方法と検討結果

項目1、項目2について、それぞれ検討し、規模（入学定員）を整理しました。

項目1	項目2
公立大学の規模	転出超過数
検討方法	
令和3年度の全国の公立大学の規模（入学定員）等を参考に、県立大学の規模（入学定員）を検討。目安として平均値及び中央値。	若者の転出超過数の改善につながるよう、三重県の18歳の転出超過数（平成22年～令和3年）から、県立大学の規模（入学定員）を検討。目安として実際の転出超過数。
検討結果	
・平均値 342人 ・中央値 240人	・18歳の転出超過数 年658人

(2) まとめ

(1) から、規模（入学定員）は、300人または600人と設定しました。

3 立地

(1) 検討方法と検討結果

項目1、項目2について、それぞれ検討し、立地を整理しました。

項目1	項目2
大学立地の標準的な人口	アクセス
検討方法	
<p>国土交通省が平成26年に「国土のグランドデザイン2050」を検討する際に使用した「存在確率」をもとに大学立地の標準的な人口の規模から、大学が立地する地域を検討。</p> <p>サービス施設の立地する存在確率が50%となる自治体の人口規模をもとに立地地域を検討。</p>	<p>進学希望者のアクセスが良好であることが重要であるため、県内からの進学希望者は急行利用で1時間以内、県外からの進学希望者は急行利用で1時間以内または1時間30分以内で、立地地域を検討。</p> <p>また、下宿の場合は、貸与可能戸数(空室)から、立地地域を検討。</p>
検討結果	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の場合 <ul style="list-style-type: none"> 北勢地域、中勢地域 南勢志摩地域 ・ 三大都市圏を除く場合 <ul style="list-style-type: none"> 北勢地域、中勢地域、 南勢志摩地域、伊賀地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内進学 <ul style="list-style-type: none"> * 中勢地域は多数の地域から通学可能 * 北勢地域、南勢志摩地域、伊賀地域は、近接地域の場合、通学可能 ・ 県外通学 <ul style="list-style-type: none"> 北勢地域、中勢地域、伊賀地域は通学可能 ・ 下宿 <ul style="list-style-type: none"> 北勢地域、中勢地域は、貸与可能戸数が十分あり

(三大都市圏)

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

(2) まとめ

(1) から、立地は、北勢地域、中勢地域、南勢志摩地域、伊賀地域と設定しました。

4 大学像

設置学部、規模（入学定員）、立地の検討結果をもとに、大学像を整理すると、以下のとおりとなります。

大学像	設置学部	規模 (入学定員)	立地
1	工学部	300人	北勢地域 中勢地域 南勢志摩地域 伊賀地域
2	商学・経営学・経済学部		
3	情報学部	600人	
4	教養学(リベラルアーツ学)部		

II 事業者に対するアンケート調査

県内人口に与える影響等の算定の参考とするため、県内事業者約4,000社に対し、Iで想定する学部等を卒業した学生に対する採用希望や今後県内事業者として求める能力・スキルなどを把握するアンケート調査を実施します。

1 対象

県内事業者4,000社

2 実施期間

10月中旬～11月上旬

3 調査項目

(1) 採用実績

- 過去5年間の採用人数
- 採用計画に対する実績
- 採用間隔
- 県内大学卒業者の採用
- 大学・大学院卒業者を採用しない理由

(2) 求める人材の能力・知識

- スキル・能力
- 知識

(3) 大学との連携

- 連携した実績
- インターシップの受け入れ

(4) 想定する大学像からの採用希望

- 大学像(学部)ごとに、採用希望、採用人数
- 採用理由
- 想定学部からの採用実績

(5) 立地

- 設置希望地域
- 設置希望地域の理由

4 調査結果に基づく効果の算定

調査結果をもとに、県立大学からの採用希望者数等を推計し、将来の県内人口に与える影響等の算定を行います。

(9) 学生奨学金返還支援事業について

若者の県内定着を促進するため、過疎地域などの指定地域への居住や県内の指定産業への就業等を条件に、大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成しています。

今年度も若者の県内定着を一層促進するとともに、進学で県外に出た学生などが再び県内に戻り定着する流れをつくるため、制度の運用の改正を行うとともに、県内外の学生に対して幅広く周知を行い、活用を促します。

1 前年度からの主な変更点

(1) UIターン就職希望者に対し、第二種奨学金(有利子奨学金)を対象に追加

これまで助成対象となる奨学金を、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子奨学金)等に限っていましたが、UIターンの流れを加速させるため、UIターン就職を希望する者(県外高等教育機関在学かつ県外在住の学生・県外在住の既卒者)に限り、日本学生支援機構第二種奨学金(有利子奨学金)等を対象に追加します。

(2) 育児・介護による離職期間を就業期間に通算

これまで育児・介護による離職期間の扱いについては規定がなく、自己都合等による離職と同じ扱い(※)としていましたが、若者の県内定着を目的とした制度であることから、育児・介護による休業期間と同様、就業期間として認めます。

(※)「離職した日から1年以内に就業しないとき」または「離職期間の通算が2年を超えたとき」は、支援対象の認定は取消となります。

2 今年度の募集概要及び広報活動

(1) 募集期間

令和4年10月11日(火)から令和5年1月16日(月)まで(予定)

(2) 支援対象者の認定

令和5年3月中旬予定

(3) 広報活動

「県政だよりみえ」や市町広報紙による広報の他、県内外高等教育機関を通じて、学生に対する周知を行います。

特に、UIターン就職の流れを加速させるため、就職支援協定を締結している県外大学等や県内からの入学者が多い県外高等教育機関に対し、訪問・電話等で周知を依頼するほか、大学等が主催する奨学金説明会などさまざまな機会を活用し、広報の充実に取り組みます。

3 事業概要

		①指定地域枠	②業種指定枠
① 対象者	(学生の 場合)	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の最終学年又はその 1年前の学年の在籍生で就業先が決まっていない方	
	(既卒者 の場合)	・大学等卒業後3年以内でかつ就業先(三重県内)が決まっていない方 ・Uターンとなる県外居住者(申請時に三重県在住者は対象外)	
②助成内容		○助成金額 奨学金借入総額(残額)の1/4(上限100万円) ○助成条件 大学等を卒業後に就業し、4年間居住後(助成金額の1/3交付) 8年間居住後(助成金額の2/3交付)	
③対象とする 奨学金		日本学生支援機構第一種奨学金及びこれに準ずるもの ※Uターン就職者(県外高等教育機関在学かつ県外在住の学生及び既卒 者)については、第一種奨学金・第二種奨学金及びこれに準ずるもの	
④ 助 成 要 件	居住地域	過疎地域などの指定地域	県内全域
	対象業種	全業種(公務員を除く)	県が指定する産業分野
	対象企業 等	特に要件なし	・県内に本社を有する企業・団体 ・県内に主たる事業所を有する個人事 業主
⑤募集人数		40名 (指定地域枠(15名)、業種指定枠(25名))	

※今年度変更箇所

【参考】申請者と支援対象者の認定状況(令和4年9月20日時点)

(単位:人)

	申請者数			認定	取消	支援対象者数				
	県内 大学 等	県外 大学 等	計			計	県内 大学 等	県外 大学 等	うち	うち
									Uターン	Iターン
H28	21	1	22	21	12	9	8	1	-	1
H29	12	6	18	14	5	9	5	4	4	1
H30	15	-	15	13	6	7	7	-	-	-
R元	13	5	18	17	4	13	10	3	-	-
R2	38	9	47	41	4	37	30	7	5	1
R3	24	8	32	32	1	31	24	7	3	6
合計	123	29	152	138	※32	106	84	22	12	9

※取消32人の内訳:公務員10人、指定地域外居住15人、その他7人(卒業・離職後1
年以内に常勤就業せず2人、卒業後1年以内に県内就業・県内本社企業就業せず3人、
留年・退学2人)

(10) 三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称） の制定について

1 背景

令和3年5月に公布された個人情報の保護に関する法律の改正により、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の対象別に定められていた3本の法律を改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）に統合するとともに、独自の条例により運用してきた地方公共団体の個人情報保護制度も改正法による運用に統一されることとなりました。

改正法の地方公共団体に関する部分は令和5年4月に施行されることから、改正法に条例への委任規定があるものなどについて定めた法律の施行条例の制定が必要となります。

2 法制化による主な影響（改正法と現行条例の主な相違点）

(1) 適用対象

- ・現行条例で対象の議会は、改正法では適用対象外。
- ・現行条例で対象の病院や大学は、保有個人情報の取扱いについて、自己情報の開示手続等を除き民間と同じ規律を適用。

(2) 個人情報の定義

- ・現行条例では死者を含んでいるが、改正法では「生存する個人の情報」として死者は除かれる。
※死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の対象となる。

(3) 個人情報ファイル簿

- ・作成・公表する単位が、現行条例の個人情報を取り扱う事務単位（個人情報取扱事務登録簿）から、改正法の事務で作成する個人情報ファイル単位（個人情報ファイル簿）へ。

(4) 行政機関等匿名加工情報提供制度（※）の導入

- ・現行条例では未導入。データ利活用の一環として、改正法にて運用開始。
※行政機関等匿名加工情報提供制度とは、新たな産業の創出、活力ある経済社会等に資するため、事業者からの提案に応じて、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報（行政機関等匿名加工情報）を提供する制度。

(5) 自己情報の開示手続等の統一化

- ・現行条例では自己情報の口頭による開示請求等の規定があるが、改正法では文書による開示請求・開示決定等が必須。

- ・改正法では開示請求手数料の設定が必要。
- (6) 個人情報保護委員会と地方公共団体との関係
 - ・国の行政機関である個人情報保護委員会が地方公共団体の個人情報の取扱い等についても指導・監督。

3 施行条例で規定する主な内容

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項

①開示請求手数料

- ・改正法では、開示請求時に一律に手数料を徴収することとなっているが、条例で手数料を無料とすることも可能とされている。
- ・現行と同じく、開示請求手数料は無料とし、写しの交付に係る費用の実費を徴収する方向で検討。

②行政機関等匿名加工情報の利用の手数料

- ・改正法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体と締結する者は、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めることとなっている。
- ・政令で定める額と同額とする方向で検討。

※政令で定める額 21,000円+3,950円×時間(作成に要する時間)

(2) 条例で定めることが法律上許容されている事項

①開示決定等の処理期限

- ・開示決定等の処理期限が改正法では30日(初日不算入)となっているが、条例で短くすることは可能とされている。
- ・現行(15日(初日算入))と同じ期限とし、14日(初日不算入)とする方向で検討。

4 関係条例について

(1) 三重県個人情報保護条例

改正法の施行にあわせて廃止する。

(2) 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例

改正法の施行に伴う文言等の修正を行う。

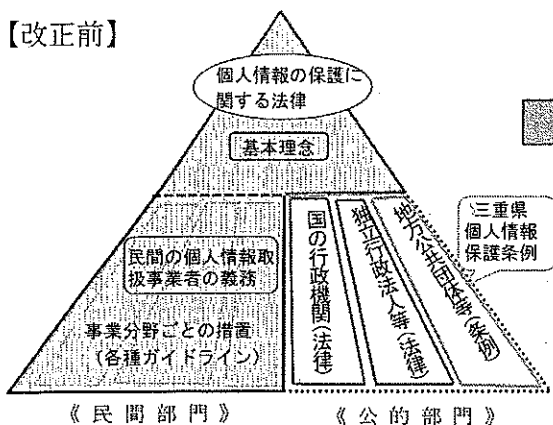
5 今後の予定

令和4年11月定例会月会議 条例制定議案 提出

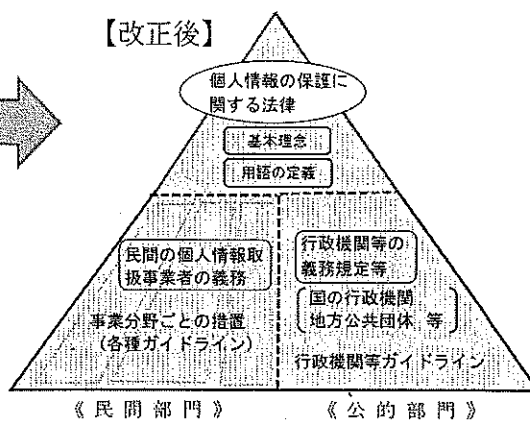
令和5年4月1日 改正法、県施行条例 施行

個人情報の保護に関する法律改正イメージ

【改正前】



【改正後】



《民間部門》

《公的部門》

《民間部門》

《公的部門》

※国等は R4 年度から、地方公共団体等は R5 年度から改正個人情報保護法の対象に

改正前の個人情報保護制度

- ・基本理念などは民間部門・公的部門共通
- ・個人情報の取り扱いなど具体的なルールは、それぞれの法律や条例で定めている
 - 民間部門：個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）
 - 国の行政機関：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）
 - 独立行政法人：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人等個人情報保護法）
 - 地方公共団体：各地方公共団体の個人情報保護条例
- ・個人情報保護委員会は、民間部門を監督

【改正の背景】

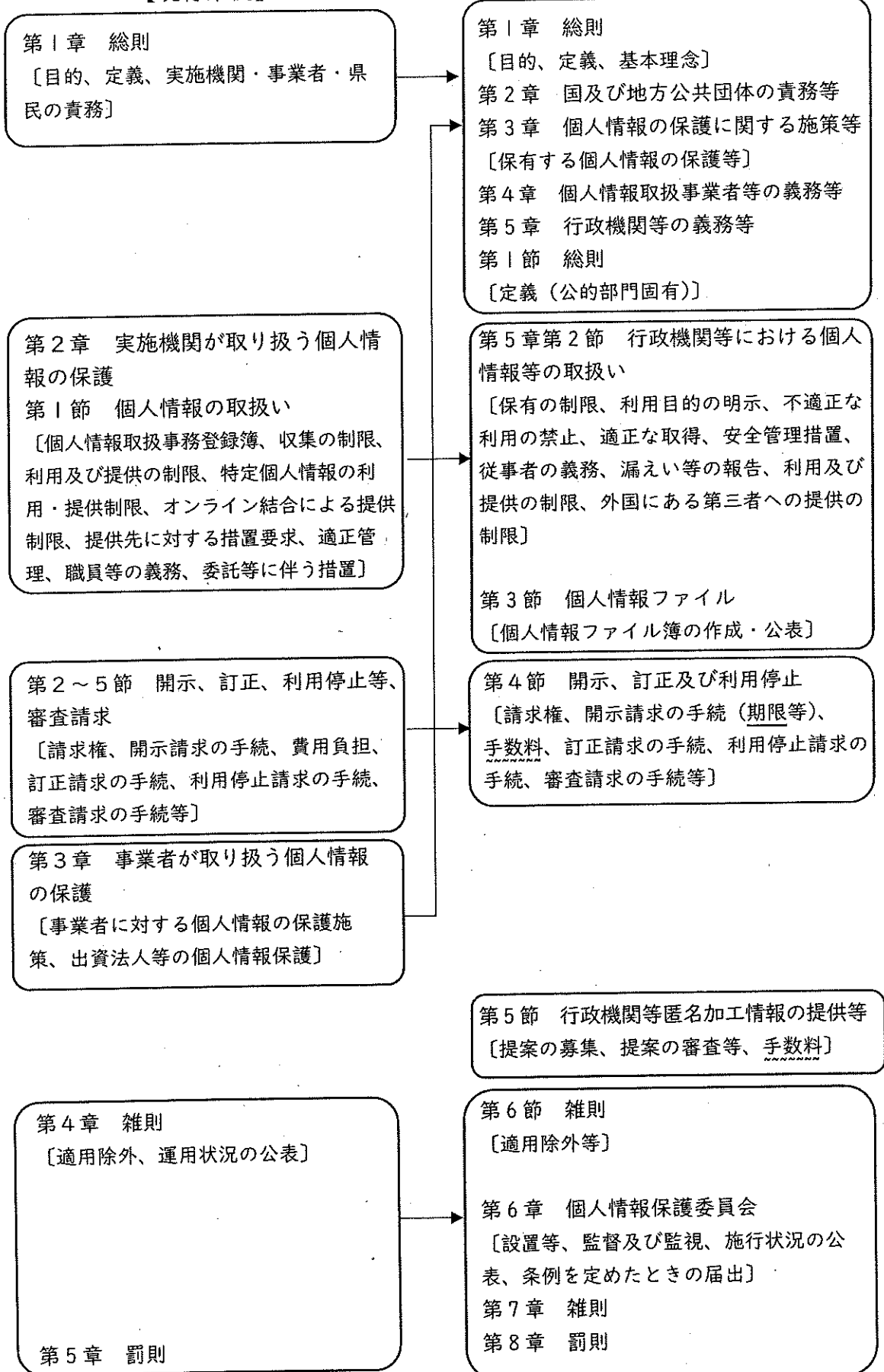
- ・社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

令和3年法改正（個人情報保護制度の一元化）

- ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を改正個人情報保護法に一本化（R4.4.1施行）
- ・地方公共団体についても、改正個人情報保護法が適用（R5.4.1施行）
- ・用語の定義は民間部門・公的部門共通のものとして第1章に規定
- ・個人情報の取扱いなど具体的なルールは、民間部門（第4章）と公的部門（第5章）に分けて規定
- ・民間部門・公的部門を包括して個人情報保護委員会が監督

【現行条例】

【改正法】



※改正法に基づき施行条例で定める事項

_____は必ず定めるもの、___は任意に定めるもの

(11) 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

1 全国知事会第37回新型コロナウイルス緊急対策本部

(1) 開催日 令和4年7月12日（火）

(2) 開催場所 WEB会議

(3) 概要

- 全国的に感染力の強いBA. 5系統が拡大し、新規感染者が過去最多となる中、基本的な感染対策を徹底するとともに、夏休みを迎え、帰省や旅行、イベント参加の際に事前のワクチン接種や検査の活用を促すため、全国知事会メッセージが決議されました。
- 国に対し、更なる感染拡大の防止と社会経済活動との両立を図るとともに、今後も新たな感染症の発生を想定した社会づくりを着実に推進するため、「新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言」が決議されました。

2 新型コロナウイルス感染症に係る東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）知事会議

(1) 開催日 令和4年7月15日（金）

(2) 開催場所 WEB会議

(3) 概要

- BA. 5系統等への置き換わりが進み、東海3県においても、新規陽性者数が急激に増加する中、8月にかけて普段会わない人とマスクを外して会う機会が増え、一層の感染防止対策が必要となることから、3県の感染状況や感染拡大防止に係る取組を共有しました。
- 「第7波」の感染拡大の波をできるだけ小さく、早く抑え込むため、3県が連携し、県民・事業者の皆様に向けて感染防止対策の徹底を呼びかける共同メッセージを発出しました。

3 全国知事会議

(1) 開催日 令和4年7月28日（木）、29日（金）

(2) 開催場所 奈良県奈良市

(3) 概要

- 「新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議」「大規模災害への対応力強化に向けた提言」など、地方が直面する様々な課題に対する提言の決議、（一社）日本経済団体連合会や国際博覧会担当大臣との意見交換、「脱炭素・地球温暖化対策」に関するセッション等が行われました。
- 「新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議」では、本県が以前から求めていた、まん延防止等重点措置の適用に至らない場合であっても、速やかに感染拡大防止を図る必要があることを対外的に示すため、知事の要請により国の事態認定を可能とする仕組みの創設について、建議に盛り込まれ、即日国へ提言されました。翌日には、この建議などをふまえ、国が「BA. 5対策強化宣言」の創設を発表しました。

4 新型コロナウイルス感染症に係る東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）知事会議

(1) 開催日 令和4年8月5日（金）

(2) 開催場所 WEB会議

(3) 概要

- 東海3県において新規陽性者数が急激に増加する中、「第7波」の感染拡大の波を一刻も早く抑え込み、医療のひっ迫を解消するとともに、感染拡大の防止と社会経済活動を両立できるよう、8月5日に3県が足並みを揃えて「B.A. 5対策強化宣言」を发出するとともに、一体となった対策に取り組むため、各県の感染状況や感染拡大防止に係る取組状況を共有しました。
- 引き続き、3県が連携し、感染防止対策の徹底を呼びかける共同メッセージを发出しました。

5 全国知事会第38回新型コロナウイルス緊急対策本部

(1) 開催日 令和4年9月1日（木）

(2) 開催場所 WEB会議

(3) 概要

- B.A. 5系統による爆発的感染拡大が全国的に長期化し、新規感染者数が高止まりする中、各地で医療・保健の現場がひっ迫し、その影響が深刻化していることから、国民の暮らしと健康を守るため、基本的な感染対策の徹底を求める全国知事会メッセージが決議されました。
- 国が地方自治体の判断による発生届の対象範囲の限定や検査キットのOTC化などを打ち出す中、B.A. 5系統等による感染拡大防止に総力を挙げて取り組むとともに、医療・保健の現場の実情に沿った真に実効性のある感染症対策を強力に進めることを求める「B.A. 5系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言」が決議されました。

6 東海三県二市知事市長会議

(1) 開催日 令和4年9月5日（月）

(2) 開催場所 愛知県名古屋市

(3) 概要

愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市及び浜松市の知事・市長が参集し、次の2議題について意見交換を行いました。

① 新型コロナウイルス感染防止対策について

各県市が実施する新型コロナウイルス感染症対策について情報共有し、地域の実情に合わせながら医療のひっ迫を解消することや、感染防止と社会経済活動を両立できるよう、引き続き、各県市が連絡を密にし、連携して取り組んでいくことで合意しました。

② 国内外誘客の戦略的回復に向けた取組について

各県市が取り組む観光誘客に関する方針や取組事例等について意見交換し、今後も、大阪・関西万博などの好機をとらえ、魅力ある中部圏での周遊観光や滞在型観光を模索するために連携していくことで合意しました。

(12) 審議会等の審議状況について

(令和4年6月3日～令和4年9月14日)

(戦略企画部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開・個人情報保護審査会
2 開催年月日	令和4年6月16日、7月15日、8月24日
3 委員	会 長 高橋 秀治 会長職務代理 片山 眞洋 委 員 内野 広大 他5名
4 諮問事項	開示決定等に係る審査請求事案について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・図書館の館内協議資料に関する公文書開示決定及び公文書不 存在決定に対する審査請求事案について審議し、答申が確定 しました。・安全性確認調査専門会議（大矢知・平津事案）の議事録にか かる公文書の不存在決定に対する審査請求事案について審 議し、継続審議となりました。
6 備考	

